

『吾妻鏡』と『明月記』

野 口 武 司

一

鎌倉幕府に係わる編年体の半公的史乘にして、同幕府執行の政は固より、汎く当代の霸府鎌倉を中枢とする所謂幕府権力の浸透波及した諸地域に於ける政治経済、社会文化、制度文物、風俗習慣、思想道義、等々の広範な諸領域、諸分野に亘る事績（蹟）を詳叙する一大宝典にして根本史料である『吾妻鏡』に就いては、これ迄に幾多の貴重な研究業績が積み重ねられ、その編纂資料を始め、編纂事情、史書としての性格、等々と謂つた事柄が可成り明確にされてきている。嘗て筆者も、諸先達の驥尾に付して「『吾妻鏡』の編纂技法」〔院紀要〕〔大學〕〔創刊号〕と題する拙文を草し、同書と、その資料に供されたことの明白な『明月記』『天台座主記』『華頂要略』所引『天台座主記』『六代勝事記』『海道記』『金槐和歌集』註杯と謂つた諸典籍との各対応条を彼此比較検討して、二・三の新知見を提示してみたことがある。本稿では、その旧稿の後を承けて、『吾妻鏡』の編纂に際し、その資料に供された、それら上記諸典籍のうち、特に一搢紳貴族の日乗にして、然も、その可成り多くの個条・分量が『吾妻鏡』に引用擲取されていることでも著名な『明月記』を俎上に載せ、改めて、それら『吾妻鏡』『明月記』両書の各対応条を比較考覈し直すことに依り、『吾妻鏡』の編纂事情や、

その史籍に有する性格、等々の一端を究明してみようと思う。

註 この拙文は、学部卒業論文の一部を修訂したものであり、件の卒業論文に於いて説述した所に就いては、夙に平田俊春博士が、その論攷「六代勝事記をめぐる諸問題」（『金澤文庫研究』第十一卷第十号）の附註に於いて「立正大学学生野口武司君は、八代博士指摘の十五条のほかに『吾妻鏡』承元二年閏二月廿五日の条が『明月記』同年閏四月十五日の条を、また『吾妻鏡』同年五月廿九日の条が『明月記』同年五月九日の条を資料としていることを、（更に）野口氏は八代博士指摘の条のほかに、『吾妻鏡』建保六年十一月廿七日の条が『金槐集』を資料としていることを（も各々）指摘された（括弧内）と紹介の労を取られるの榮誉に浴したことであった。

二

始めに、次下の行論の便宜を考えて、『吾妻鏡』『明月記』両書の各対応条の全てを分かり易く纏めて一括表示しておこう。

各条 書名				
D	C	B	A	
吾 妻 鏡				
承元2、5、26条	承元2、4、27条	正治2、4、8・10・11条		正治2、3、27・28・29条
2、7、22条	承元2、4、25条			承元2、4、13条
	承元2、6、18・24条		承元2、閏4、15条	
	2、7、5条			

E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
承元2、5、29条	承元2、10、21条	建曆1、9、12条 1、10、20条	建曆1、11、4条 1、7、7・9条	建曆2、7、7・9条 2、9、2条	建曆2、7、8条 2、9、2条	建曆2、7、8条 2、9、2条	建曆2、7、8条 2、9、2条	建曆1、5、2・3・8・9・22条 1、8、14条	建保1、3、6条 1、8、14条	建保1、11、23条
承元2、5、9条	承元2、9、27・28条 2、10、17条	建曆1、8、25条 1、10、8条	建曆1、10、23条 1、7、24・26条	建曆2、7、24・26条 2、7、27条	建曆2、7、27条 2、7、27条	建曆2、8、14・15・17・18条 2、8、14・15・17条	建保1、2、27条 1、7、25条	建保1、5、9・14・15・17条 1、8、3・6条	建保1、8条 1、8、3・6条	建保1、11、8条 1、11、8条

〔備考〕元号年、月、日・日条を以て両書の各対応条（A～O）を示した。し条の明月記は、仁和寺藏明月記断簡第二紙（今川文雄氏

「訓説明月記」第六巻所載）のものである。尚、之等A～Oの各条中、CDFの各条は、共通して火災焼亡のことを記すので、一応、之等を一纏めにして取り扱うこととした。之に依り、F条をE条に先出させることとなつた点を予めお断わりしておく。

A条 藤原保季、洛中に白昼殺害される事（上段『吾妻鏡』（新訂増補）（国史大系本）、下段『明月記』（行会本））

（傍印は同意一致文字、傍印は不同意一致文字であることを各々示す。以下同様。）

四月八日癸巳。晴。風烈。佐々木左衛門尉広綱飛脚自京都参着。申云。去月廿九日白昼。於六条万里小路^A。若狭前司保季犯掃部入道郎等吉田右馬允親清之妻^G。親清自六波羅^C帰之処。有此夏^E。即取太刀^B追之。入于六条南。万里小路西。九条面平門之内^D斬^F伏之。其後。彼男來^C。広綱之許^E。而号^F攝津権守入道^G者奔來。称^H傍輩^I請取之処。依使序召^J。欲渡廷尉方之間。策駿馬逐電畢。仍尋其前途^K之刻。攝津権守又不知行方^L。保季父少輔入道（中略）就訴申^M。頻有其召^N。定遁^O下東國歟之由。廻推察^P。兼以言上云々。此保季容顏花麗^R。不異潘安仁^S。被斬殺^T之時。僅所令^U着之小袖^V。頸^W邊^X。顯^Y其身^Z。觀者如堵^A。皆拭悲淚^B云々。

十日乙未。甚雨。連日降雨。還為炎旱之瑞^C云々。今日。

三月廿七日（中略）人云、女院^{不知其所}、藏人犯人妻之間、本夫拔劍斬殺、六条万里小路^A云々、可聞披其子細、廿八日（中略）今夜聞、昨日被殺害物、此少輔入道子若狭前司保季云々、此由忽風聞事、更不及左右、云穢^C云事、還不及訪之由存默止了、此男首服予本自不甘心事也、為大宮亞相御子元服乘長物見車、近年寓直七条院、其御兄院中称越前殿、老翁之聰之由称之、惣其性不落居之由所聞也、始終如此、言語道断、白昼犯武士妻云々、

廿九日、天晴、今日聞、若狭前司保季事必然也、件本夫犯人、行向定綱子^{左衛門尉}、許^C是親能入道郎等云々、而件入道從者^{某人道}、称同礼由請取之、欲渡檢非違使手、今日馳逸物馬逐電、人不追得云々、事尤嗚呼歟、保季不奇雖不及左右、諸

事過

掃部頭広元朝臣申_レ送江馬殿_一云。去月令_レ殺_レ害若狭前司保季_一之男束_レ手来。可_レ為_ニ何様_一哉。隨_ニ御意見_一可_ニ披露_ニ云々。御返_ニ更云。付_ニ是非_一可_レ被_ニ披露_ニ云々。江馬太郎主被_レ仰_ニ云。為_ニ郎從身_一殺_レ害諸院宮昇殿者_一於_ニ武士_一又非_ニ指本意_一白昼_レ所_レ行罪科重哉。直召_ニ進使府_一可_レ被_レ誅者歟云々。守宮聞_ニ此更_ニ感嘆及_ニ落涙_ニ云々。

十一日丙申。広元朝臣申彼親清之罪名。如_ニ善信_一有_ニ沙汰_一。為_ニ降人_一令_ニ參向_一之上者。暫召_ニ置之。被_レ相_ニ触_ニ更之由於使府_一可_レ有_ニ其落居_一之由。被_レ定_ニ云々。仍今日。広綱使者歸洛。

掃部入道_(中原)の郎等にして吉田右馬允親清なる者が、己の妻を強姦した若狭前司保季をば、京師内に於いて、それも白昼に斬殺すると謂う極めて衝撃的な事件が発生した。

扱、この事件の勃発場所に就いては『吾妻鏡』『明月記』両書とも「(於)六条万里小路(辺)」と全く一致している(A部分)。併し、その事件発生後の諸状況に就いては、それら両書間に可成りの相違・出入りが見られる。即ち犯人親清の犯行直後の訪れ先に就いて、『吾妻鏡』(B部分)では広綱の許としているのに対し、『明月記』(B部分)では「定綱子左衛門尉(実は広綱)」の許とし、然も、この「定綱子」を「親能入道郎等」としている。爰に認められる「定綱子」と「親能入道」との関係に就いては、傍線B部分を含めた当条の『吾妻鏡』からは知り得ぬことである。又、同書傍線C部分では、攝津權守入道なる者が広綱の許へ奔り来たつて、自分は親清の傍輩である故、彼を檢非違使に引渡すとして、その身柄

不_E及_F左_G道_H、六_E条_F南_G、万_E里_F小_G路_H西_E、九_E条_F面_G平_H門之内_E斬_F伏_G之_H、門前_E成_F市_G、覩_E物_F如_G堵_H云々、可_E彈_F指_G事_H也、所_E着_F僅_G小_H袖_E許_F、蹇_G頸_H邊_E顯_F其_G身_H云々、本夫先以大刀數刀切之、從者又寄打殺云々、

於_E武_F士_G又_H不_E高_F名_G、甚異_H樣_E事_F也、日來雖_E不_F見_G不知_H、聞_E此_F事_G懇_H近_E耳_F邊_G心_H浮_E事_F也、大宮大納言公卿勅使之時、為_E供奉_F先年入_G來_H予_E家_F中_G、其_E時_F所_G見_H也、容_E顏_F美_G麗_H、不_E異_F潘_G安_H仁_E、此事又本_E自_F為_G片_H腹_E痛_F耳、與_E亞_F相_G同_H宿_E之間、常以_E橫_F惑_G、或_E稱_F亞_G相_H之命_E示_F要_G事_H於_E近_F隣_G人_H々、此_E事_F聞_G而_H大_E略_F被_G処_H追_E却_F之_G由、先_E年_F所_G聞_H之_E也、

を貰い受けはしたが、その後、入道・親清共々に何方へか逐電して了つたと謂う。これに對して『明月記』（傍線C部分）では、上述した摂津權守入道なる者は所見されぬけれど、それに相當するのが「（親能）入道従者」であり、而してこの従者が犯人親清を自分の家礼である故、之を檢非違使に引渡すとして、その身柄を貰い受けはしたが、その後、従者・親清共々に何処へか雲隠れして了つたと謂うのである。又、保季の斬殺に就いて、『吾妻鏡』（傍線G部分）では親清一人の仕業のように記すが、『明月記』（傍線G部分）では、親清の外、その従者も犯行に加わっていたとする事、更に斬殺された保季の父少輔入道に依る訴申のことが『吾妻鏡』にのみ見え（傍波線部分）、『明月記』には見えぬというように、それら両書間には微妙な相違・出入りや、一致を全く欠いている処が可成り多く見受けられるのである。併し乍ら、上述したように、事件の勃発場所（保季の被斬殺場所）や、その斬殺当時の現場の様子（傍線E部分）、更には、被害者の被害状況（傍線F部分）等を記す両書の記述に文辞・表現の一一致が認められる許りでなく、斬殺された保季の美男子振りを示す『明月記』の傍線H部分の記述は、保季がその養父の大宮大納言藤原実宗に供奉して定家宅を訪れた際に、定家が保季を目撃した時の印象に基づくものであり、そして之と殆ど同じ記述が『吾妻鏡』の傍線H部分にも見られるのである。斯様な事共を始めとして、『明月記』傍線D部分のように、諸院殿上人以上の者が白昼、殺害されるのは世間の重事か、とした記主定家の感懷をば、『吾妻鏡』傍線D部分では、江馬太郎、即ち北条泰時のそれとすると共に、更に之を郎従の身であり乍ら、諸院宮昇殿者を白昼殺害するのは、武士の所業として不本意・不名誉で罪科重きことである、と謂うふうに武士流の道義觀念を以て変改していること、等々から判じて、当条の『吾妻鏡』は『明月記』に典拠を仰いでいることを認知しうるのである。

斯様に『吾妻鏡』は、その依拠資料たる『明月記』を適宜に分断し、原の叙述の前後を転倒させ、それに更に他の資料をも挿き混せて、それらの諸資料を先後矛盾なく綴合して、新たに記事を構成し述作している、と言える。

斯くして当条の『吾妻鏡』は、『明月記』と、それ以外の資料、即ち四月八日に件の事件を鎌倉に注進した広綱飛脚の申状そのもの、或いはその覚書乃至記録類と併用して書かれていると考えられるのである。

唯、爰で一つ問題となるのは、三月廿七日に勃発した当の事件を『吾妻鏡』が廿七日でなく廿九日のこととしている点である。

一体、この事件の経過を辿つてみると、廿七日に問題の殺害事件があり、同日か翌廿八日に加害者親清が「定綱子」、即ち広綱の許に出頭した後、廿九日に逐電しているのである。処で、この廿七日から廿九日までの出来事を『吾妻鏡』は全て廿九日のこととして約めて記述しているのである。

それでは、斯うした『吾妻鏡』の記述は一体如何ような事情に拠つて為されたものであろうか。惟うに、四月八日に、例の事件に就いての注進が鎌倉へ齎され、そしてその旨を書き止めた申状乃至それに係わる何らかの記録類が鎌倉方に残存していたが、それらの記録類には、件の事件に就いて、その具体的な日時（日附）や経緯、等が然程仔細に記載されていなかった。そこで、之を補い足らしめるべく『明月記』の相当條が資料として用いられることがとなつた。而してその際に、同書の三月廿九日条に「今日聞、若狭前司保季事必然也」とある記述をそのまま不用意に引載して了つたことに拠るものとも考えられるが、それよりも次下に述べるような事情を想定する方が寧ろ妥当で無難な觀方ではないかと思う。即ち三月廿九日に当事件の加害者が逐電したこと、被害者保季の父少輔入道に依る犯人引渡乃至処分を内容とするであろう「訴申」があつたこと、そしてそれに関連して犯人親清の「定遁^ヨ下東国」云々との事柄が懸念されたこと、等々を決して充分とは言えぬまでも、或る程度まで断片的に記載した記録類が鎌倉方に遺存していると謂う状況下に於いて、『吾妻鏡』の編纂に当たり、先ず以てそうした記録類を主要典拠とし、それに『明月記』を補助典拠として用いつゝ、新たに記事を述作し、構成したので、その廿九日の条に、それ以前に生起した殺害事件、広綱の許への犯

人親清の出頭、等々の事柄までをも一切包含させて記述して了つた為と謂うのが、その事情である。

尚、当条の『吾妻鏡』の末尾部分には、本事件の犯人親清に対する処置の仕方を巡り、北条泰時・大江広元らの主張する処に反対して三善康信が、件の親清をば京師に送還することなく鎌倉に召置くべし、との意見を陳述し、竟に之を以て幕府方針と決定した旨を記述している。これは、康信がもともと京師出身者として、当地に於ける政情・人事・民情、等々に通達し、又、文筆吏僚として、文書記録類に通曉すると共に、幕府の宿老として、或いは又、問注所執事として幕宮の中枢に在つて可成りの発言力を有ち、幕政に多大な影響力を与えてきたことからすれば、然程、問題にされるようなことでもないと言えよう。然り乍ら、康信の意見の提示に依つて保季殺害事件に関する幕府方針が一応の決着をみた、としている記述の存在それ自体は、やはり問題にされてよいことと思う。というのは、件の記述の存在が、単に彼の問注所執事としての職掌乃至職責に由来すると謂うことや、同書の他余の諸条（後述のH・J条杯）からも窺知されるように、康信の功績を顕彰し、以て之を特筆大書せんとする編纂者の意図に基因することの他に、その職掌・役職柄、彼の許に管理・保管されていた相当量の幕府関係諸文書・諸記録類の中に、当条の述作に際し、その根幹資料とされたであろう処の、京師より使者に依つて齎された注進口上書そのもの、或いは、それに係わる何らかの記録類が存在していたことを示唆しているのではなかろうか、と謂うことを想察せしめる意味に於いて、問題視されてよいことと考えるからである。而して、斯うした想定は、当条を含めて『吾妻鏡』が京師方の情勢を『明月記』に拠つて記述している箇条を、この正治二（一一〇〇）年から建保元（一一一三）年までの僅か十四年間に限つて見出しうることと、その役職上、或いは立場上、幕府関係諸文書・諸記録類の多くを管理・保管していた康信の邸宅が承元一（一一〇八）年一月十六日と、承久三（一一一三）年一月廿五日の一度に亘つて火災に遭い、それらの諸文書・諸記録類の殆どを焼失して了つたとみられることとの関連性から判じても、充分に可能性、且つ妥当性ありと認められるようと思ふのである。

處で、『明月記』に記す諸種・諸多の鎌倉方関係記事中より、殊更に当該条が『吾妻鏡』に摂取された所以として、凡そ以下のような事柄が考えられよう。即ちこの事件での加害者（斬殺者）吉田右馬允親清が京都守護中原親能の郎等であり、被害者（被斬殺者）藤原保季が若狭前司で院宮昇殿者であるというように、当該事件に直接関係した人物達が各々武家、公家と謂う本来的に利害の対立する異質の階層に属し、然も、それら双者共、可成りの門地と社会的地位とを有する者達、乃至はそうした階層者に直接連なる者達であると謂う点で、仮令、それが私怨・私闘の形態をとるものであれ、本件の記述にそれなりの意義を認め、之を採り上げるに値するものと判断されたこと、然も、件の事件の実態そのものが、白昼、それも京洛中に於いて公家に依り武家の妻が強姦され、その辱しめを受けたことの報復として、武家が公家を斬殺すると謂う、最も衝撃的なものであったこと、更に当該事件の直接的原因を作ると共に、結果的には斬殺された問題の公家藤原保季なる人物が、文雅の道を通じて鎌倉府将軍実朝と密接な繋がりを有していた藤原定家卿の親族（保季は、定家の従兄弟たる定長の子息である。）であったこと等が、それである。

B条 後鳥羽院、蹴鞠会開催の事

四月廿七日丁卯。晴。坊門前亞相使者參着。來五月南山御幸可レ令ニ供奉。可レ賜ニ龍蹄^一之由被^レ申^レ之。又去十三日。
々來風聞仙洞御鞠被^レ遂^レ之。於ニ大炊御門^{左相國御亭。}有^ニ其儀^一。
南庭^ニ新造屋^一為^ニ御所^一。其東有^ニ公卿殿上人之屋^一。按察卿^{（中略）}為^ニ成通卿之子息^一。古老依^レ召參上。凡至^ニ北面西面之輩^一。鞠足等給物皆金銀也。

四月十三日、天陰、微雨時灑、入夜甚雨、青侍等見物者云、
日來風聞、院御鞠之負勝事、今日於大炊御門^{大相國亭。}被行云云、
南庭造新屋為御所、其東公卿屋、殿上人屋、至于北面西面各有其屋、風流過差非口所宣、皆莫非金銀錦繡、鞠足之輩給物皆是金銀也、按察依召參入、依成通卿之子息之古老接其座、非言語所及、
入興之輩定委注歟、又可尋問、午始御幸云云、

当条の『吾妻鏡』は、坊門信清の使者に依つて齎された京都方の報告記事を摂取している。その前半は、信清が後鳥

羽院の熊野参詣に随行する際に必要な駿馬を鎌倉に所望する旨を申し出た記事であるが、之は『明月記』に所見されたものである。その後半は、後鳥羽院が藤原頼実邸で催された蹴鞠会に就いての記事で、之は『明月記』に典拠を仰いで記述されたものと断定してよい。但し、それら両書に共通して見る「北面西面」なる語辞が、『明月記』では、文字通り御所（大炊御門の南）から見た殿舎の配置方位を指示するのに対し、『吾妻鏡』では、そうした殿舎に詰めている所謂武士の輩を指示するというように、各々全く相異なる意味を以て使用されていること。つまり、典拠たる『明月記』所見の「北面西面」なる語辞が、その典拠に基拠して述作された『吾妻鏡』に於いては、全く異なる意味を以て用いられているのである。

これは、「吾妻鏡」の編纂者が、その典拠たる『明月記』所見の「各有其屋ゝ金銀錦繡」（十九字）部分を不注意乃至不用意に脱落させて了つたことに因るものでなく、上記十九字部分を故意に省略して了つたことに因つて生じたものであろう。というのは、その省略部分に直続する「鞠足之輩」とある「之輩」を「北面西面」の直後に付し、「之輩」を取り去った「鞠足」に「等」を付して「北面西面之輩、鞠足等」と謂う表現に仕立て上げているからである。斯かる意味に於いて、この条に関する限り、益田 宗氏が、その論説「吾妻鏡の本文批判のための覚書——吾妻鏡と明月記との関係——」（史料編纂所報、第六号）に於いて『現存の多くの明月記の白筆本は、一行二十字前後である。今、吾妻鏡にはない明月記の文章「各其屋あり、風流過差、口に宣ぶるところにあらず、皆金銀錦繡にあらざるはなし」は、凡そ二十字である。書写に際して、一行分を誤脱することは往々あることだから、この場合も、明月記を抄出した者が、失敗して一行分脱落させてしまったものとみるべきであろう。』と説かれたように解さずに、故意に省略して了つたと釈すべきであろうと思う。

それは兎も角として、斯くすることに依つて、『吾妻鏡』の編纂者は、その典拠たる『明月記』に所見されぬ

西面之輩」も、当面の蹴鞠会に参加し、彼等末輩に至るまで、鞠足として活躍した者には、挙つて金銀の給物が賜与された、との一文を新たに創作したことになるのである。

尚、上述した『吾妻鏡』の前半の記事は、それに関連する記事が、同書の同年五月廿六日条に「藤内左衛門尉季康御臺上洛。是上皇可有南山臨幸。坊門殿忠信可被供奉之間。為彼扈從被差進之。又被獻龍蹄并旅調度等也。」とあるので、坊門信清の使者の鎌倉到着と、その際に使者が報告した事柄とを記す文書・記録類が鎌倉方に存在していて、後にそれが『吾妻鏡』の編纂に資料として供されたものと考えられるのである。

之を要するに、当条の『吾妻鏡』の前半の記事は、鎌倉方資料に拠り、又、接続詞「又」を介して、それに後続する後半の記事は、『明月記』に典拠を仰ぐと共に、それを若干変改して独自に文章を創作している、と言えるのである。

C条 洛中焼亡し、宣陽門院以下鳥有に帰する事

閏四月廿五日甲午。京都使者参着。去十五日洛中焼亡之由申之。火出自北小路。仍東洞院七条東西十二町。洞院西朱雀東。朱雀南北十二町。七条以北。自六条東洞院至于五条坊門朱雀辺。宣陽門院。坊門太政大臣旧宅。右大将六条堀河御亭等在其中云々。

閏四月十五日、天晴（中略）亥時許南方有火、風猛烈、煙炎如飛、戴冠参内、雖程遙炎上大風非尋常、依思警衛之職強參入、不見人一人、火漸出大宮云々、暫候之間、及朱雀之由聞之退出、火猶不滅、後聞、火出自北小路東洞院、七条東西十二町。洞院西朱雀東、朱雀南北十二町。七条以北、自六条東洞院至于五条坊門朱雀辺、すぢかへて融其中、貴賤上下不可勝計云々、宣陽門院、坊門院、太政大臣舊宅如微右大将、六条堀川。

入道内大臣殿、中宮大夫、大宮大納言、五条大宮新源大納言、中院所不造畢親能

入道大納言、六条坊門大宮故中納言、

卿三位經家、業兼、教成、

入道宰相定経、故親国卿、忠行朝臣、燒後造未移徙、大夫史国宗、大

外記良業、文章博士為長、

D条 後鳥羽院の熊野御幸、並びに坊門第火災の事

五月廿六日丙寅。藤内左衛門尉季康御臺所侍。上洛。是上皇可レ有ニ南山臨幸。坊門殿忠信。可レ被ニ供奉一之間。為ニ彼扈從一被レ差ヨ進一之。又被レ獻ニ龍蹄并旅調度等一也。

七月廿一日己未。晴。南風拳レ塵。晚鐘之程。藤内左衛門尉季康自ニ京都歸参。去月日。上皇南山臨幸。新宮三ヶ日。

本宮七日御逗留也。今月五日還御。而御奉幣之後。院入ト御々所一不レ經ニ幾程。坊門殿宿所失火。御先達僧正之坊ニ為ニ灰燼。黑煙又覆ニ寶殿。上皇臨幸。以人勢打銷之間。無。

為ニ云々。

F条 朱雀門焼亡に依る射場始延期の事

十月廿一日丁亥。東平太重胤号東所。遂ニ先途。自ニ京都帰参。即被レ召ニ御所。申ニ洛中事等一。(この間に熊谷二郎直実の往生記事あり。省略。)一次去月廿七日夜半。朱雀門焼亡。常陸介朝俊朝隆卿未孫。弓馬相撲達者。取ニ門。燒亡云々、末代滅亡、慟哭而有餘、依所勞久籠居不出門、

廿八日、伝聞、常陸介朝俊生于朝隆卿未孫。只以弓馬相撲為芸、殊近臣也。取松明昇門。取鳩、帰去之間。件火成此災。近年天子上皇皆好鳩給、長房。天子上皇悉令好鳩給長房。保教等本自養鳩。得時ヲ。

九月廿七日、天晴、夜半許西方有火、望之煙甚細高、朱雀門燒亡云々、末代滅亡、慟哭而有餘、依所勞久籠居不出門、

廿八日、伝聞、常陸介朝俊生于朝隆卿未孫。只以弓馬相撲為芸、殊近臣也。取松明昇門。取鳩、帰去之間。件火成此災。近年天子上皇皆好鳩給、長房。天子上皇悉令好鳩給長房。保教等本自養鳩。得時ヲ。

殊奔走云々。依彼門燒亡去五日射場始延引云々。

事遂以滅社稷、嗟乎悲哉、例幣日見大宮大路、只有灰燼之家之衰微歟、

十月十七日、天晴、射場始也、去五日依朱雀門事被延式日、

CDFの各条は、共に京都方火災に関する記事を中心とするもの、と謂う点で共通性を有つので、本稿では説述の便宜を考えて、爰に一括して取り上げることとする。

凡そ、『吾妻鏡』の『明月記』に典拠を仰いでいることの知られる正治二年と建保元年までの十四年間に於ける『明月記』所見の京都方（京洛）火災記事は、正治二年七月十四日条以下、正治2・7・14条の如く略記する。以下同様。、同8・10条、同9・12条、同11・30条、同12・1条、同12・12条、同12・24条、同12・25条、同12・26条、建仁1・11・24条、同11・29条、同12・2条、同10・19条、同10・25条、同10・29条、同11・4条、同12・1条、同12・2条、同12・5条、同12・22条、同12・23条、元久1・1・16条、同3・3条、同8・25条、同10・8条、同12・4条、同12・7条、同12・18条、同12・28条、同2・1・10条、同1・11条、同1・13条、同2・26条、同6・8条、同閏7・4条、同閏7・26条、同8・8条、同12・10条、建永1・8・24条、同8・25条、同9・1条、同10・5条、同10・6条、同11・4条、同11・29条、承元1・3・23条、同4・5条、同4・21条、同4・30条、同9・20条、同10・1条、同2・4・8条、同4・29条、同閏4・15条、同5・15条、同6・18条、同7・4条、同9・2条、同9・11条、同9・27条、同9・28条、同11・27条、建暦1・7・10条、同7・11条、同9・5条、同11・17条、同11・23条、同12・5条、同12・12条、同12・16条、同12・26条、同2・1・11条、同2・8条、同5・4条、同7・12条、同8・15条、同11・30条、同12・28条、建保1・5・10条、

同5・14条、同5・19条、同6・28条、同10・15条、同10・18条、同12・14条、同12・23条、同12・25条、同12・29条、⁽³³⁾
の都盧九十六条に於いて見られるが、このうち傍線附加の三十五条は、失火・放火の別を問わず、焼失した家屋・殿舎
の具体名を明記する事例である。いま、上記傍線附加事例①～⁽³⁵⁾を具体的に一括表示すると、次のようになる。⁽³⁴⁾

番号	焼亡の家屋・殿舎乃至地域（括弧内は分註）
①	東洞院局宅（梅小路南）
②	東出川原、北七条坊門、南梅小路、其間不残一字、弘誓院東御堂、竜寿御前宅（七条坊門）
③	一条東洞院、一町許
④	六条坊門防城、大宮大納言家
⑤	五条院
⑥	六条坊門富小路南北三町許、河原院
⑦	相公西棟門
⑧	伯卿宅、惟義宅
⑨	前大将六波羅宅、文義宅
⑩	院御所、馬場殿
⑪	自六条坊門町及六条烏丸、中院通光卿西築垣、教成卿宅
⑫	経家卿家
⑬	宇治新御所

六角宅寝殿

女院御所、北四脚

七条坊門東洞院東

六角堂

自丹波二位宅（業兼居住六条坊門町）大宮東、五条坊門南

二条西町北卿二位家並故宗頼卿後家

九条南殿、源大納言宅（高倉東一条南）

前掲史料〈C条〉参照

法勝寺九重塔心柱

前掲史料〈D条〉参照

朱雀門

前掲史料〈F条〉参照

五節所

捻持院

ひんがしさかもとはまより、わうじの宮のほうでん

るん殿のむまばとの

因幡堂東、親房朝臣、定平、実綱卿娘（七条院高倉局）等宅

(31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14)

泰忠朝臣新宅

二条大納言家、故範元卿後見宅

新大納言（通具卿）家

③③

③②

右大将新宅、白河泉殿、業忠朝臣跡門、顯兼卿南小家（仲頼宅）悲田院、公明卿門、院權中納言局、有家卿、

宗長朝臣、公卿朝臣、明円堂、京極寺、六角堂

③⑤

左衛門尉定綱宅、万手小路西門、兼時朝臣親姓等〔親嚴法印房〕

〔備考〕「」印内は他条より知られるもの。

先記の事例①～⑤のうち、②③⑤の三例が『吾妻鏡』に引用摄取されている訳である。これらが諸多の事例の中から択び摄られているのは、前表からも知られるように、火災規模の大きさ、焼失個處の重要度、社会的問題性、当該記事に有する主張性、等々からみて先ず以て順当な処ではないかと思う。

処で、それら②③⑤のうち、②に就いて観るに、『吾妻鏡』はその典拠たる『明月記』所見の宣陽門院から文章博士為長までの焼失殿舎乃至家屋のうち、右大将（徳大寺公継）のそれまで留め、他余のそれに就いては「等」と記して、入道内大臣（坊城実宗）殿以下のそれを省略しているのである。

尚、当条の『吾妻鏡』の記事中、「宣陽門院、坊門太政大臣」とある坊門の「門」と「太政大臣」の「太」との間に「院」の字が脱落していることが『明月記』の当該条との対比に於いて知られる。これは、『吾妻鏡』の編纂者が『明月記』の記事を引摂する際に誤脱したものか、それとも『吾妻鏡』の伝来過程で欠落したものか、その孰れを以て事の真相なりと考うべきかを容易に論断しえぬけれど、太政大臣に付された〔^A旧宅、如^B微時古劍〕、右大将に付された〔^A六条、^B堀川〕杯と謂う、その原拠たる『明月記』所見の分註が『吾妻鏡』には「太政大臣旧宅」「右大将堀河」杯と、その一部ないし全部が小字でなく大字に変えられていることなどから観て、その引摂の態度ないし姿勢は、決して厳格・忠実なものでなく、言

わば、場当たり的、なお言えど、恣意的とさへ言えるものである点を重視するならば、上記傍線部分Bのようなケースを想定するよりも、傍線部分Aのようなケースを想定する方が寧ろ事の真相に近いのではないかとさへ思われもするのである。

次に②③に就いて観るに、当条は、その前半部分に於いて、上皇の南山への御臨幸を記しており、この点では既掲B条の『吾妻鏡』の前半部分の記事に呼応するものと言える。それは兎も角として、六月中に上皇の南山への御臨幸あり、御奉幣を貰えられ、御所に入御され給うた。その後、程無くして坊門忠信卿(将軍実朝夫人の兄)の宿所が失火し、その猛火滅し得ずして、御先達僧正房をも悉く焼亡した。併し乍ら、「人勢」を以てその猛火を鎮静せしめたので、御宝殿は無事であった。爾後、上皇は新宮に三日、本宮に七日滞在され、七月五日に還御され給うた。以上の『明月記』所見記事の内容は固より文辞までをも、『吾妻鏡』はその七月廿二日条に「去月日」云々として、扞格矛盾なく適宜に攝取引載している。

最後に④に就いて観るに、九月廿七日夜半の朱雀門焼失の火災記事を『吾妻鏡』は十月廿一日条に懸けている為に、「去月廿七日夜半」というように去月と記し、又、十月五日に予定されていた射場始めの儀が、件の朱雀門焼亡に依り延引されて、同月十七日に執り行なわれた訳である。『吾妻鏡』は、そうした日月を各々誤謬や矛盾なく引用攝取しているのである。

火災に依る焼失規模の大小、焼亡家屋乃至殿舎の社会的重要度、当該記事に有する主張性云々と謂つた諸点も然ること乍ら、当該火災の直接的原因を為した主体が鎌倉方にも剛毅勇猛なる人物として鳴つた藤原朝俊朝臣(弓馬、相撲の芸に長じていた旨、典拠たる「明月記」にも明記されており、之を「吾妻鏡」はそのまま引き写している。)であり、実は、この彼の為人乃至品性が件の火災記事をば、『明月記』所見の多数の当該記事中から『吾妻鏡』に採択せしめる一因を為したようだと思ふ。件の朝俊朝臣に就き警観するに、承久三年六月十四日

の宇治川辺での戦闘に於いて、幾多の官軍将士らが関東勢の猛攻の前に防戦の術を失い、敗走に続ぐ敗走を重ねていた。

時に朝俊は、筑後六郎左衛門尉知尚・佐々木太郎右衛門尉・野次郎左衛門尉成時等の推挙を得て、宮方の大将軍となつた。彼は宮方には在つて独り氣を吐き、敢然と当地に踏み止まり、怒濤の如く侵攻し来たる関東勢を相手に能く鬪つた。

だが、彼は武運拙く力竭き、終に戦場の華と散つて了つた、と『吾妻鏡』は記している。

斯様に同書に在つては、朝俊朝臣が宮方將士の中で取り分け特筆大書されている者の一人と評してよい。これは、当条にある如く、彼が朱雀門焼亡の直接的原因を成した旨を記す『明月記』所見の記事をば、『吾妻鏡』が略々そのままの形で引き写していることと共に、その為人剛毅勇猛にして宮方に厚き忠節の誠を捧げた人物たることが鎌倉方でも可成り汎く承認されていたことを語り示し、又、当条の『吾妻鏡』は、そうした記載意識を根基として記述されていると言えよう。更に鳩を愛好していたと謂う天皇・上皇の周辺に在つて、予てよりそれを飼養している人物として藤原長房・平保教両者の名前が挙げられているが、そのうち後者の平保教も、前述の藤原朝俊の場合同様に承久事変に深く係わった人物である。保教は同事変勃発の可成り前から宮方に与し、強硬な討幕論を唱え、同事変中も、それなりの実践活動を試みたものと思われる。事変終了後、彼は石清水八幡宮内の善法寺に潜伏しているところを鎌倉方の武士興津四郎こと藤原某らに襲撃されて逮捕されたが、瞬時の隙を窺い、遂に自刃して果てた。時に承久三年七月二十八日のことであつた（『石清水皇年代記』「大日本古文書」石清水文書之四 所収）と謂う。但し、この保教の承久事変での活動振りや最期の顛末に就いては、『吾妻鏡』に何ら記されていない。

処で、保教が討幕志向をもち、且つそれを実践するに至つたのは、その門地・係累から観て極めて自然の成り行きであつたと言つて宜しかろう。何となれば、保教は、平家一門にあり乍ら源頼朝の恩顧を忝くした平頼盛の孫であり、而して源家に痛く親近感を抱いていたが故に、何かと策謀を巡らして自家の勢力伸張に汲々としていた北条家に対し、憎

惡の念と憤懣の情とを募らせていた保盛の子息であつたこと、又、保教の妻が、葉室家の権中納言藤原宗行の養女であり、然も、この宗行が後鳥羽上皇の愛顧を蒙つた有力廷臣の一人であつたこと等から、保教が、その好誼篤い宗行より討幕の謀議に深入りする勧誘を受けたであろうことが充分に考えられるからである。

斯うした藤原朝俊や平保教の、承久事変への深い係わり方に想いを致しつゝ、倩、当該条『吾妻鏡』所見の天皇・上皇が鳩を好み、之に熱中すると謂つた、たわい無い遊惰柔弱の氣風・風儀を伝える記事を眺めるならば、そこから、承久事変に於ける京方の敗北、それも慘敗を暗示する雰囲気を汲み取ることさへ可能であるやに思われもする。とはいへ、その『吾妻鏡』の記事は、決してそうした京方の氣風・風儀をば、或いは批判し、或いは批難すると謂つた筆致を以て書かれているとは言えない。何となれば、『吾妻鏡』が、そうした京方の天皇・上皇達に依る為事の遊惰柔弱に流れた為体を憂慮し、忌憚なく悲憤慷慨した『明月記』所見の定家の傍線部分の感懷記事を引摺していいからである。又、既述の平保教と共に名前を連ねている藤原長房なる人物は、この二年後の承元四年九月廿二日に極官位參議正三位を以て俄に出家入道し、爾後、所謂政界に於ける表向き舞台での活動が見られなくなつて了つた。この突然の出家の動機に就いては、その真相を知るを得ないが、蓋し、その九月廿二日と謂う出家時期からみて、同年十一月廿五日の土御門天皇讓位、順徳天皇受禅の御事蹟と必ずしも無縁ではなかろう。これは、土御門上皇の承久事変への係わり方が決して主体的・積極的なものではなかつたとみられることと、爰に問題としている長房が承久事変に関与した形跡が全く伝えられないこととの関連性からも逆推しうことのように思う。それは兎も角として、長房は、春華門院の崩御に際し、その御入棺役の一人として定家の子息為家を申し請うべく、通光らと共に定家に対して「左右早可^レ奏」と強く迫つたことがあつた。その際、長房は定家に「彼兩人(通光と長房入道引用者補)」之計旨何故乎。希有又希有也。夙夜内裏小男何故可^レ隨^ニ入棺之役哉。可^レ謂^ニ禽獸之心^ニ。其入道依^レ僻^ニ韻雖^レ称^ニ道心由^ニ。其心本自凶惡。不覺之外無^ニ一得^ニ者也。所謂人非人是也。」

と忌憚なく峻烈に非難され、罵倒されているような処から観れば、彼は、周囲の人々に對して、自らの所信を歯に衣を着せずに主張できた、直情徑行にして、所謂灰の強さを感じさせる程の人物であったのではないかろうか。斯うした彼が、突然出家入道したのである。之に就いては、先記の如き事情・事由の他に、或いは天皇・上皇を中心とする京方のそうした遊惰柔弱な氣風に蔽われていた現実の政治社会に対し、彼はすっかり嫌気が差し、愛想を尽くした、と謂つたようなことがあつたのではないかと思う。斯くして承久事変を巡る嵐の圈外に在つたと觀られる彼は、寛元元年正月十六日迄、その天寿を全うしている。この薨去を記して『百練抄』に「海住山民部卿入滅年七十四」とあり、そこに「海住山」と認められている、その語辞より、彼の一徹さ・意志強固さと謂つた、そのパーソナリティの響きを聴き取り、感じ取るのも強ち荒唐無稽なことではないよう思うのである。

以上を要するに、当条所見の藤原朝俊、藤原長房、平保教三者のうち、朝俊、保教両者、取り分け朝俊は、承久事変に於ける華々しい活躍振りが鎌倉方の人士間にも能く知られており、之に依り、彼の事績を記す『明月記』の個条が『吾妻鏡』に摂取されるに至つたものと思う。然も、この剛勇を以て鳴る人物が天皇・上皇を中心とする京方の遊惰柔弱な氣風・風儀を伝える記事中に、こうした氣風・風儀を実践する一人の扱い手として登場すると謂つたコントラストの妙に引かれた面が強かつたものと考えられる。併し乍ら、その際に、京方のこうした氣風・風儀と、承久事変の勃発及び敗北とを因果関係を以て捉えると謂つたような観点からの摂取の仕方が為されていないことに留意しなければならぬであろう。

尚、十月五日に挙式が予定されていた「射場始」の儀は、朱雀門の焼亡事件に依り、その挙式執行日が延期されたことを『吾妻鏡』は誤りなく正しく伝えているけれど、結局、それが十月十七日に執り行なわれたことまでは記さなかつた。それは、この京洛に於ける十七日の儀式執行のことまでを、同書が、その同月廿一日条に掛けられなかつた為で

あり、このことが結果的には、当条に関する同書の攝取の仕方を正しいものとしている、と言えるのである。

E条 後鳥羽院の新日吉小五月会への御幸並びに同小五月会の競馬・流鏑馬の事

五月廿九日丁卯。陰。兵衛尉清綱御臺所侍。昨日自ニ京都ニ下着。

今日参ニ御所一。是隨分有職也。仍將軍家有ニ御対面一。清綱称ニ相伝物一。令レ進ニ古今和歌集一部一。左金吾基俊令レ書之由申ニ。

之。先達筆跡也。已可レ謂ニ末代重宝一。殊有ニ御感一。又令レ尋ニ問當時洛中事一。御。去九日新日吉小五月会上。皇御幸。流鏑馬已下事。故以被レ刷。射手等多西面之輩子息垂髮也。各為ニ月卿雲客一。被レ出立之一。即清綱息童從ニ其役一。又号ニ峯王一。

童院御寵童西面。箭不レ中レ的之間逐電。忽以出家云々。射手等記。

可レ有ニ御覽ニ之由。被レ仰之間。自ニ懷中ニ取出之一。被レ置ニ御前一。是子息列ニ射手一之間為ニ申出一。兼用意云々。

競馬

一番	左	景頼	追勝	籠二	禄三
二番	左	重連	儲勝	籠一	禄一
三番	左	敦貞	及末	聊取	
四番	左	信季	儲勝	籠一	禄三

五番	左	高遠	追勝	籠一	禄三
六番	右	國文	被取落		
七番	右	敦久	追勝	籠一	禄三
八番	右	助重	及末	聊取	
九番	右	敦久	追勝	籠一	禄三

五月九日、朝間天陰、已後大雨、參左大將殿、御棧敷親雅卿、有家朝臣、能季朝臣、具子、親房、兼時朝臣、長俊朝臣等參、見物窮屈、亞相被儲御棧敷密儀、有破子風流等、午終上皇臨幸。

水橋、入夜凌甚雨參御所、番、童岑王流鏑矢不中的、即逐電、切髮出家由有其聞、

新日吉小五月会、

競馬、

一番	左	景頼	追勝	籠一	禄三
二番	左	重連	儲勝	籠一	禄一
三番	右	賴員			
四番	右	助朝	及末	聊取	

競馬、

五番	左	敦貞	追勝	籠一	禄三
六番	左	信季	始終取	籠一	禄三
七番	左	行弘			
八番	右	高遠	追勝	籠一	禄三
九番	右	國文	被取落		

四番	右	左	信弘	儲勝	櫻一	祿三
五番	右	左	高遠	被二	取落一	祿三
六番	右	左	助清	追勝	櫻一	祿二
七番	右	左	信繼	及末	聊取	祿二
鼓	種武	儲勝	櫻一	祿一	祿二	祿二
鉦鼓	長季	親定朝臣				
的						
散位中原	章清	右衛門少尉行房	橘範邦	藤貳	大貳	祿二郎信村
大江惟弘						
右衛門少尉源資家	源康重					
中將範茂	朝臣出立之	右大臣				
峯王丸	秀康	熊谷平三直宗				
源三翔						
有雅朝臣						
松王丸	清綱子	前中納言				
金王丸		別當				
		鶴丸				

六番、	左助清、	及末聊取、
七番、	右信繼、	右武澄、
鼓、	儲勝、	追勝、
鉦鼓、	櫻一、	櫻一、
的立、	範茂少將出立之	祿二
大貳、	源三、	左種武、
藤次郎、	翔、	儲勝、
信村、	右大臣	櫻一、
	隈替平三、	祿二
	直宗、	左助清、
	別當	及末聊取、
	鶴丸、	右信繼、
	岑王丸、	右武澄、
秀康、	有雅朝臣、	追勝、
松王丸、	岑王丸、	櫻一、
二条中納言、	兵衛尉、	祿二
金王丸、	清綱子、	左種武、
	二三三、	儲勝、
	二三三、	櫻一、
	二三三、	祿二
	二三三、	左助清、
	二三三、	及末聊取、

散位中原章清、
左衛門尉源行房、

橋 範國、

藤原助直、

大江惟弘、

右衛門尉源資季、

源 康重、

当条の『吾妻鏡』の傍線部分、即ち御台所の侍で、「隨分有職」と称せらる兵衛尉清綱が、相伝の物として藤原基俊書の『古今和歌集』一部を鎌倉の將軍家へ進献した、とある部分の記事は、『明月記』に所見されぬので、当該部分の記事が、同書以外に拠つていることを理会しうる。而してそれに続けて『吾妻鏡』同(廿九)日条は、「又」字を中心に置き、「令尋問當時洛中事」御として、「去九日」云々以下に、新日吉小五月会に関する、(1)同小五月会に上皇の御幸があつたこと、(2)各「月卿雲客」として、西面の輩の子息が出立されたこと(部分印)、(3)峯(岑)王なる院の御寵童(部分印)が流鏑馬の矢を的に命中し得なかつたので、逐電し出家したこと、等々を主な内容とする記事を掲げると共に、そうした当時の洛中の様子を鎌倉の將軍家へ伝言した兵衛尉清綱が、上記小五月会にて執行された競馬・流鏑馬・的立の各交名等、関係諸事項を仔細に誌した處の「射手等記」なる記録を付載している。

処で、この記録は、清綱の子息(松王丸)が同小五月会にて執行された流鏑馬に従事したと謂う事情もあつて、清綱自らが筆を執り、その様子・情況・経緯を詳細にして具体的に書き止めたもの、と言える。

扱、上記の『吾妻鏡』所見の新日吉小五月会に関する記事(1)(2)(3)のうち、(2)のみは『明月記』の地文の記事に所見されぬ許りか、(3)の峯(岑)王が院の御寵童であると謂うことも同書に見られぬ点である。又、『吾妻鏡』『明月記』両書に共通して載録する競馬・流鏑馬・的立の具体的な交名記事の内容に於いても、可成りの相違・出入りが認められ

る。即ち競馬の個処では、『明月記』が三番の左を助朝、右を敦貞とするのに対し、『吾妻鏡』が前者を助重、後者を敦久（但し、敦貞の貞が、草書体表記に拠れば、敦久の久に書き）としていること。流鏑馬の個処では、源三翔の「出立」として、『明月記』が「範茂少将」とするのに対し、『吾妻鏡』が「中将範茂」と誤記（『明月記』承元1・11・1条に「右少将」、建暦2・1・7条に「少将」、同2・1・14条に「中将」と見える。）していること。金王丸の「出立」として、『明月記』が「二条中納言」（定輔）とするのに対し、『吾妻鏡』が「前中納言」と誤記（「公卿補任」の、建永一（承元元）年条及び承元二年条に「中納言正」）していること。的立の個処では、『明月記』に「左衛門尉行房」「右衛門尉源資季」とあるのに対し、『吾妻鏡』に「左衛門少尉行房」「右衛門少尉源資家」とあって、両書間に一致を欠く点（部分）や、前書よりも後書の方に一段と詳細さを加えている点（部分）やを指摘しうること。

斯うした『吾妻鏡』『明月記』両書間に認められる記事の相違・出入りを考慮するならば、この『吾妻鏡』の競馬・流鏑馬・的立に関する記事が、『明月記』のそれに拠つて書かれたとするよりも、兵衛尉清綱の「射手等記」に基づいて記されたとする方が、より無難にして妥当な見方であろうと思う。又、『吾妻鏡』の、それに先行する新日吉小五月会に関する地文の記事に就いても、その述作に際し、『明月記』が参考程度に用いられることはあつたにしても、同書が主要典拠とされることではなく、それ以外の、清綱の注進状乃至それに類する鎌倉方記録類が、根幹資料として供されたものと思料される。

斯くして当条の『吾妻鏡』は、鎌倉方資料、即ち兵衛尉清綱の手記たる「射手等記」並びに清綱の注進状乃至それに類する文書・記録類を主要典拠とし、それに『明月記』を参考乃至補助的に用いて記述されたと考えられるのである。

故に、当条の『吾妻鏡』に関しては、それに対応する『明月記』所見の、新日吉小五月会に於ける競馬・流鏑馬・的立の出場者及びその関係者の交名中に、例えば、源有雅、藤原秀康、藤原範茂と謂つた承久事変に於ける京都方張本人達の名が所見される攸から、そこに着眼して、当条の『明月記』の記事を攝取して書かれた、と謂ふうに解すべきでは

ないと思う。

G条

坊門忠信の勅勘及びその勅許、並びに内裏瀧口本所の屋舎倒壊の事

九月十二日辛酉。晴。今晩。内藤右馬允盛時為御使上洛。
是去月廿五日坊門中納言忠信卿。依遊放事。勅勘之由。風

聞之故也。中将信能朝臣依同事。勅勘云々。

十月廿日戊戌。盛時自京都帰参。坊門黄門事已。勅許。

未被免勅
勘轉任

去月八日除日。雖為勅勘之身。被任左衛門督云々。
又今月五日申尅。非暴風。非地震。内裏瀧口本所屋顛倒。
所置之箭皆打損。雜仕女一人在其内。聞搖動之声。奔出。
僅雖全命。打損右手。依此事。貫首召陰陽家令ト。

十月六日、通夜今朝猶雨降、今日聞、昨日申刻許非暴風。非
地震、内裏瀧口本所屋顛倒、雜仕女一人在其内、聞搖動声。
逐電奔出、所置箭皆打損、頭中将召陰陽寮、令ト筮云々、
其屋不懸手置之云々、是何故哉、
不知
其由、如此事即日修造恒例

歟、

『吾妻鏡』は、その九月十二日条に「去月廿五日」として、八月に中納言忠信卿、中将信能朝臣両者が「遊放事」に依つて勅勘されたことを、その十月廿日条に「去月八日」として、九月八日に忠信卿が、いまだ勅勘の身にあり乍ら、左衛門督に任せられたことを、そして又、「今月五日」として、その申尅に内裏瀧口の本所が顛倒したことを、各々その典拠たる『明月記』所見記事から、内容は固よりのこと、日時に至るまで過り無く引用摄取して書かれている、と言えるのである。

凡そ、『明月記』の文章が『吾妻鏡』に引摺されていることの確認される正治二年から建保元年までの十四年間に於ける、その『明月記』の記事中、内裏・御所の殿舎や門闥の顛倒・破損等に言及するのは、茲で採り上げているG条と、

次に採り上げるH条との二記事あるのみである。つまり、このことから、「吾妻鏡」の編纂者は、「明月記」所見のそ
うした二記事に対し、それなりの意義を認め、それらと共に引摺して、新たな記事作成の資料に供していることが認
知されるのである。但し、その際に『吾妻鏡』は、その典拠として仰いだ『明月記』の記事を、必ずしも、そのまま忠
実に引摺しているとは限らず、編纂者がその裁量に依り、或る意味乃至意図を以て、典拠資料たる『明月記』の文章に
有する原意を可成り大幅に敷衍乃至飛躍させ、原意に相違して、全く新たな意味を付加したり、創作したりしている処
も、まま見受けられ、当条の『吾妻鏡』の傍線付加部分杯は、その一例と見做すことが出来よう。

H条 朱雀門顛倒とその造営事始、並びに三善善信、朱雀門の怪異を將軍実朝に説明する事

十一月四日壬子。夜雨休。曉風寒。申尅。坊門黄門使者參

十月廿三日、朝雨降、雜人云、去夜朱雀門顛倒、天下上下

着。是勅勘之時、態預専使事。即雖可賀申行幸已下公

A 競馳見之、又云、去夜行幸還御未入御建礼門之間有此事、

事連綿之間、遲々云々。去月廿二日行幸入夜造朱雀門大工國永已下番匠等給使厅、本国司猶終不日之功可、
當。B 驚奇（中略）入夜聞、造門大工國永以下番匠等給檢非違使、本國司猶終不日功可、當出仮葺由御定了云々、竊以此条如何、

此門事、凡不可測量、向後可恐者也、門之不相應末代歟、

善信読申之、就之、將軍家有被尋仰事等。善信申云。

B 此門末代不相應歟、其故者、通憲入道宮大内無罪兮、

此門末代不相應歟、其故者、通憲入道宮大内無罪兮、

極殿朱雀門燒亡、及建久九年僅造此門、宮之國務人

被處斬罪、治承大極殿朱雀門燒亡、建久九年僅造彼

父字能卿。即時滅亡、行其事家人等三人貶東夷之地、及元久故殿令書

門造宮之國務人品能保父子即時薨卒、元久後京極攝政

額給、御身即頓滅、今又造宮上棟之後、非大風而其柱顛倒、

殿令書額給、御身頓滅、今又造宮上棟之後、病忽愈至槐

國務大納言万死一生、辭此國之後病愈復平常、已誇任槐之

門兮、御禊之間、又還御之時、御輿未入建礼門此門顛

榮、今迎大祀之期、當御禊之日、又指還御之時、御輿未入建

禮門云々、

倒。魏文帝當^ミ臨幸之日。離宮南門壞云々。

此門顛倒、如春秋之心者、雖為行事之不恭、魏文帝當臨幸之日、離宮南門壞、其年有事、可恐可恐、莫言々々、執政

之輩不申此事、如何々々、

当条の『吾妻鏡』『明月記』両書の記事中、前書の傍線A部分と、後書の傍線A'部分とは、用字・表現の面で合致する処が可成り多い。之を以て『吾妻鏡』の傍線A部分は、『明月記』の傍線A'部分に拠って書かれたとの想定が可能である。又、それと共に、坊門黄門（忠信）の使者の齎らした処の、朱雀門を造り、その仮葺を営むべき勅定のあつたことをの趣旨を記述した「黄門書状」^{〔部分印〕}なる文書・記録類が鎌倉方に遺存して居て、それに拠って『吾妻鏡』の当該条が書かれたとの想定も充分に可能であるよう思われる。それでは、その孰れの想定をより妥当なものと考うべきであるかと言うに、後に問題とする、当条に於ける『吾妻鏡』の傍線B部分と、『明月記』の傍線B'部分との関係をも併考するならば、『吾妻鏡』の傍線A部分の述作に際しては、その資料として、或いは、鎌倉方に遺存していたと覚しき「黄門書状」なる文書・記録類が参稽されると謂うこともあつたかも知れないが、基本的には、『明月記』の傍線A'部分に依拠して、それも、それが寧ろ「剽窃」と言つてよい程の形で引摺された、と見做して宜しかろう。

扱、次に問題の傍線B—B'部分に就いて述べよう。『吾妻鏡』の傍線B部分は、『明月記』の記主たる定家の思想や感情を吐露した文辞がそのまま「善善信の口」を藉りて語られると謂う筆法が採られている一事例であり、又、後述のJ条の『吾妻鏡』の記事と共に、嘗て八代国治博士に依り『明月記』を引用したと云ふよりは、全く剽竊といふも辨解の辭^{なからべし}〔『吾妻鏡の研』究ハ一頁〕と指摘された形で物された著名な個處でもある。それは兎も角として、当条にも見られる如く、定家の述懐が「善善信のそれとして摩り替えられているのは、善信自身、若しくは、善信と極く親しい間柄乃至関係にあつた者が『吾妻鏡』の編纂事業に関与している、と見られる事を示すものであろうが、孰れにしても、善信その人

が、同書の編纂者に可成り強く意識されていたことを雄弁に物語るものと言えよう。更に『吾妻鏡』の傍線B部分中の「上棟之後」から、それに直続する「病忽愈至槐門兮」までの一韻は、文意通ぜず、それにその主体が一体誰なのかも全く不明である。ではあるが、それら『吾妻鏡』『明月記』両書の当該対応部分を対比することに依つて、その不明な文意も通じ、不明な主体も「國務大納言」、即ち坊門信清(建仁二年正月廿三日任權大納言、同四年正月五日正一位、同十三年正月廿三日辭退、建暦元年十月十四日、正二位任内大臣)であることが判明する。

処で、斯うした当条に於ける『吾妻鏡』の文意不通個處は、同書の伝存諸本の孰れに於いても共通することからすれば、同書の編纂者が、『明月記』の当該条の文辞を剽窃する際に、「上棟之後」の「之後」と、「此國之後」の「之後」とが同じ字句なので、それら両者を混同錯誤して、「上棟之後」に直続する「非大風而」より「病愈復平常」直前の「此國之後」に至る迄の部分、つまり後者の「之後」の二字を含む一二字一行文を、そつくり誤脱して了つたことに拠つて生じたものと謂うように理会し得よう。

一条 賀茂川堤の改修、並びに近江・丹波社寺権門領の課役免除の事

七月七日辛亥。駿河前司惟義使者自_ニ京都_一到来。持_ニ參_一藤中納言資実卿。奉書。是賀茂河堤事。除_ニ江丹両国并神社仏寺權門庄領等。可_レ致_ニ穩便沙汰_一之由。可_レ被_ニ知惟義等。又此趣被_レ仰_ニ諸國守護_一畢者。駿州使者申_ニ云_一。件堤事。當時致_ニ其沙汰_一之處。去月廿四日。藤中納言資実卿。奉_ニ仰_一被_ニ相触_イ云_一。堤事。被_レ仰_ニ關東_一時。全可_レ費_ニ煩諸國_一之由。不_ニ思食寄_一而仰_ニ九ヶ國御家人。不_レ論_ニ權門勢家神神_一之

七月廿四日。天晴、申時許上皇還御云々、入夜行向藤中納言家、為示付吉富解状事也、答_ニ云_一、此堤事、被_ニ仰_ニ關東_一之時、言家、為示付吉富解状事也、答_ニ云_一、此堤事、被_ニ仰_ニ關東_一之時、全可_レ責_ニ煩諸國_一之由、不_ニ思食寄_一而仰_ニ九ヶ国家人、不_レ論_ニ權門勢家神社仏寺領可_レ宛催之由下知之間、賀茂八幡以下庄々其責如此、面々訴申、今朝修理職_ニ、於此一所は奉公異他、可_レ免除由、被_ニ仰_ニ遺惟義之處、申_ニ云_一、畏承了、但件_ニ榊_一分可_レ宛催

社。仏。寺。領。一。可。ニ。宛。催。一。由。被。加。ニ。下。知。一。之間。賀。茂。八。幡。已。下。
庄。々。面。々。訴。申。就。レ。中。修。理。職。榎。役。事。於。ニ。此。所。々。者。奉。公。
異。レ。他。之。地。也。又。大。嘗。會。ト。合。兩。國。在。ニ。此。中。彼。是。可。ニ。免。許。
云。々。惟。義。申。云。件。榎。分。可。レ。宛。ニ。催。何。所。乎。云。々。而。此。申。狀。
事。太。以。不。足。レ。言。也。仍。直。被。遣。奉。書。之。由。同。廿。五。日。重。
被。仰。之。旨。云。々。

九。日。夫。卯。堤。事。雖。レ。為。ニ。難。儀。勅。定。之。上。者。早。可。レ。除。ニ。彼。所。
々。之。由。被。ニ。仰。出。仍。駿。州。使。者。帰。洛。

何。處。乎。云。々。如。此。事。不。足。言。就。中。大。嘗。會。ト。食。兩。國。在。此。中。
當。時。未。思。食。定。歟。是。已。天。下。之。大。事。也。者。雖。然。為。向。後。事。早。
可。有。奏。聞。由。示。付。即。參。院。彼。卿。又。參。入。無。程。有。名。謁。退。出。了。
廿。六。日。天。晴。藤。中。納。言。消。息。云。江。丹。兩。國。可。除。堤。事。之。由。被。
仰。閔。東。了。又。被。仰。國。守。護。人。了。云。々。是。依。ト。食。國。也。尤。可。謂。
宜。歟。

『明月記』所見の七月廿四日条の記事が、『吾妻鏡』には、同月七日条に「去月廿四日」、即ち六月廿四日のこととして、又、『明月記』所見の七月廿六日条の記事が、『吾妻鏡』には同月七日条に各々引摺されている。これらは、孰れも『吾妻鏡』の編纂に於ける所謂「貼違い」に因るものであり、当条の記事を『吾妻鏡』が『明月記』より引摺する際には、当然のこと乍ら、現行本に相違して七月某日でなく、翌八月の某日に懸けねばならなかつた。『吾妻鏡』には、斯うした類の編纂上の杜撰さが处处に露呈されており、当条もそうした一例である。とは言へ、当条の『吾妻鏡』の記事を大雑把に眺めるならば、駿州使者の申言(傍線A)中に、藤原中納言資実(厳密に言えれば、彼は前年十月二日に大宰權に遷せられてゐるので、藤原先中納言。)の定家に語つた言説(部分B)を巧みに摺り込み、然も、原拠の文意を略々破綻なく纏め上げ、新たに一つの記事を構成し得ている、と言える。但し、その引摺の在り方や、それに由来する実態に就いて注視するならば、そこに、吟味不十分さに基因する誤謬や、或る意図に依拠する作為改变杯と謂つた事柄を容易に指摘し得る。即ち資実卿の言説に就いて、原拠たる『明

月記』では、資実卿が「修理職査」云々に關して惟義に仰せられたのを「今朝」(部分印)、つまり「廿四日朝」としているが、この個処を『吾妻鏡』は摂り入れていないので、同書に拠る限りでは、之に就いての時期・時間的なことが全く不明であること。又、『明月記』に拠れば、資実卿が惟義に仰せられたことの内容は、上記の「修理職査」云々に係わることのみであり、「大嘗会ト食両国」云々に係わることに就いては、その限りではない。処が、『吾妻鏡』では、『明月記』の記述に相違して件の「大嘗会ト合両国」云々に係わることを、「修理職査」云々に係わることに直続させ、而してその後に、惟義の資実卿への「修理職査」云々に係わることのみに就いての質問を記している(部分印)ので、同書に拠れば、資実卿が惟義に語ったことの内容は、「賀茂八幡已下庄々面々訴申」云々に係わる事柄、「修理職査」云々に係わる事柄、そして「大嘗会ト合両国」云々に係わる事柄、の全てに亘っている、と觀られても仕方のない一面を有つてるのである。然るが故に、それら多種多様な事柄の中から「大嘗会ト合両国」云々に係わる事柄を内容とせずに、独り「修理職査」云々に係わる事柄のみを内容とする『吾妻鏡』所見の、惟義の資実卿への質問が、資実卿の如き縉紳貴族にしてみれば、余計「不足言」るものゝ感を深めさせる結果となつてゐるのであり、そしてそうしたことが、自づと、その記載意識の面で、同書に於いて、原拠たる『明月記』の記事中には所見されぬ「申状」「太以」(印部分)なる語辞を新たに添加せしめたこととなつた、と判釈し得るのである。更に、こうした惟義の資実卿への質問内容如何と、『明月記』所見の「大嘗会ト食両国」云々に係わる事柄をば「是已天下之大事也」(部分印)と語る資実卿の定家への言辞を『吾妻鏡』が摂取していない点とを彼此併考するならば、当条の『吾妻鏡』は、その典拠をば、京都方貴紳の思考・思想が遺憾なく縦横無尽に顕現發揮され、開花結実されている攸の日乗『明月記』に仰ぎ乍らも、そこに横溢する貴紳の一般的な思考・思想とは幾分趣を異にする処の、大嘗会に係わる事柄を然程重しと觀ぬ思考に基拠して、その記事構成が工まれている、と謂う理会も亦、可能であるようと思ふのである。

J条 閑院内裏造営事始めの事

七月八日壬子。彈正大弼仲章朝臣使者參着。去月廿七日造閑院事始也。上卿光親卿并家宣。行事官人明政也。上卿事不被思食定。度々被改之。所謂始光親次定通。次師経。遂以治定。光親云々。大夫屬入道於御前。讀申此狀。而善信申云。適有造営事。須上臘上卿宰相并奉之歟。云々。

七月廿七日、天晴、今日造閑院事始、上卿光親卿并家宣云々、適有造営事、須上臘上卿宰相并奉之歟、近代事只隨有其沙汰歟、此事始光親次定通、次師経、又光親卿被定改了云々、

『吾妻鏡』に拠れば、閑院内裏造営事始めは六月二十七日のことゝなる。併し、これが七月二十七日の誤りであることは『明月記』に拠つて明らかである。この『吾妻鏡』の誤りは、当該記事を八月でなく七月に懸けると謂つたように、例の「貼違い」に因るものである。又、『吾妻鏡』では、その原拠たる『明月記』の文辞を引摺する際に、印部分の如く「弁」を「并」として弁家宣を上卿光親卿と同等同格に見做して了うと謂つた誤りをも犯している。そして『吾妻鏡』の傍波線部分全体の個処は、『明月記』の傍線部分全体の文意を汲んで、それを具象化し、より平易な形にして表現したもの、と認め得る。更に『吾妻鏡』では、『明月記』の記主たる定家の感懷を記述する部分（傍二重）をば、傍二重波線部分の如く記した上に、善信申云（傍印）として、それを善信の言説に摩り替えると謂つた作為を施している。茲からも『吾妻鏡』の編纂と善信との深い係わり合いの一斑を読み取ることが出来よう。

扱、当条の『吾妻鏡』の記事（以下、「造営事始めの記事」と略称する）と、同書のその翌建保元年三月六日条に「彈正大弼仲章朝臣、使者自京都到来。去月廿七日閑院遷幸。今夜即被行造営賞。將軍叙正一位給。仍送進其除書。正一位源実朝。從一位藤原光親。上卿。正五位下平義時。同朝臣相模國重任（中略）檢非違使明政賞逐可申請云々」とあって、閑院

内裏造営に尽力した功に依り將軍実朝に正二位、北条義時に正五位下相模國守重任、等々の行賞があつたことを伝える記事（以下、「この閑院内裏造営行賞の記事」）とは相呼応し、そしてこれら両記事は両々相俟つて一対の叙述を為すものである。同書の編纂者は、京都方関係の何らかの記録（除書の類）に基拠して後者の「造営行賞記事」を記述した都合上、如何にしても、前者の「造営事始記事」をたてねばならなくなつた。そこで、その必要性に迫られた同書の編纂者は、これを充当すべき適当な記事を『明月記』に求め、結局の攸、それを前掲記事を以てすることとした、と謂う経緯が想定されるのである。

処で、『吾妻鏡』の「造営事始記事」に見る「行事官人明政」なる人物は、当該記事に対応し、その典拠資料と仰いだ『明月記』の当該条には所見されない。而るに『吾妻鏡』には、その明政なる人物名が当該「造営事始記事」は固より、前記の如く「造営行賞記事」にも所見されるのである。これは、『吾妻鏡』の「造営事始記事」が独り『明月記』のみを、その材料として仰いでいるのではなく、更にその外に、何らかの記録類をも挿き交ぜて書かれていることを示すものである。而して、これら『吾妻鏡』所見の「造営事始記事」と「造営行賞記事」とが共に彈正大弼仲章朝臣の使者の齎らす注進報告並びに注進状に依拠するもの、との形式を採つて記述されていることにも示されている如く、やはりこれら当件の「造営事始」と、それに對応する「造営行賞」とに関する何らかの記録類が鎌倉方にも遺存しており、斯うした記録類と前掲の『明月記』の記事とを適宜に綴合して当該条の『吾妻鏡』の記事が書かれている、と思料されるのである。

斯様に『吾妻鏡』では、こと閑院内裏造営事業に係わつて彈正大弼源朝臣仲章と檢非違使朝政とを大きく登場させているけれど、これは、当時の彼らの帯する役職・役柄を意に介するならば、決して不自然なことでなく、寧ろ自然なことである、と言えよう。而してそうした『吾妻鏡』の記事の信憑性は、『明月記』建保元年一月二日条に「申時許閑院

造宮所有喧嘩事、着鎧者馳奔云々、不聞慥說、檢非違使明政与造宮東人鬭爭」云々とあり、又、同書同月五日条に「弁語云、造宮所可鬭爭事、召仲章朝臣於河陽被勘責、被召下手人云々」ある処からも、或る程度裏打ちされ、且つ補強されるように思うのである。

尚、当条の『吾妻鏡』に於ける京都方情報提供者とも言うべき彈正大弼仲章朝臣に関する同書所見の記事を一涉り点検してみるに、正治二年十一月一日条に「相摸權守。并佐々木左衛門尉定綱等飛脚自京都参着。去月廿二日為頭弁公定朝臣奉行。可追討近江国住人柏原弥三郎之由被宣下」云々とあるのを以て初見とし、以下、左記の如く見えている（摘要。但し、各条所見の源朝臣仲章に就いての表記は、本文のそれ（傍線部分）に従つた。又、元久1・1・12条は「明月記」に拠つていることが明白なので、この条のみは本文を記すこととした。）。

◎「将軍家御讀書孝經始。相摸權守為御侍讀。此儒依無殊文章。雖無才名之譽。好集書籍。詳通百家九流。云々。
御讀合之後。賜砂金五十両。御剣一腰於中章」（元久1・1・12条）

○尼御台所（政子）依頼の七觀音絵像、南都より到着し供養を遂げられ、仲章朝臣その願文を草する（元久1・12・18条）

○將軍家讀書始に相模權守仲業（東蒂御侍讀）として孝經を講ずる（建永1・1・12条）

○將軍家より和漢の武将の名譽事に就き御下問あり、仲章朝臣これを記注し、以て答える（建暦1・12・10条）

○將軍家の鶴岳宮参詣に際し、彈正大弼（仲章）北条義時・大江広元らと共に供奉する（建保2・1・22条）

○本尊仏釈迦像を將軍家の御持仏堂に安置して供養を行ない、仲章朝臣、導師へ賜わる御布施加え分を持参する（建保4・1・28条）

○小河法印忠快、六字河臨の法を相模河に修し、大学頭仲章朝臣、北条義時・大江広元らと共に將軍家に供奉する（建

保4・7・29条）

○去る二月十八日、源文章博士仲章朝臣、侍讀昇殿の事勅許され、翌十九日その旨宣下される（これに統いて「是雖依関東之歎」為希代朝恩歎の文あり。）

(建保6・3・16条)

。將軍家の鶴岳宮御神拝に扈從せんが為、仲章朝臣鎌倉へ参向する（建保6・6・17条）

。仲章朝臣、仙洞より調へ下さる調度品を奉行し、以て之を請け取る（建保6・6・21条）

。將軍家、拝賀の礼を鶴岳宮に行うに当り、文章博士仲章朝臣、同宮寺の橋の砌に参進し、以て御駕の御廉を上げる

（建保6・6・27条）

。文章博士仲章、將軍家の鶴岳宮御参に新蔵人時広・一条中将信能朝臣らと共に供奉する（建保6・7・8条）

。將軍家、右大臣就任に就き、政所始めあり。文章博士仲章朝臣、右馬權頭頼茂朝臣・武藏守親広らと共に將軍家家司として列座する（建保6・12・20条）

。將軍家、右大臣就任拝賀の為、鶴岳八幡宮へ御参。文章博士仲章朝臣、前因幡守師憲朝臣・伊賀少将隆経朝臣らと共に供奉する。而して將軍家、同宮樓門に入御され給うた時、北条義時俄かに心神違例の異事あり、仍つてそれまで捧持し來たつたその御剣を仲章朝臣に譲渡して、その場より退去する。之に依り、爾後、仲章朝臣、北条義時の身代りとなつて當宮別当阿闍梨公曉に斬首される（承久1・1・27条）

之等に依り、源朝臣仲章の名が『吾妻鏡』に所見され、特に彼が鎌倉に在住し、將軍実朝に、或いは学識者として近侍し、或いは家司として諸種の行事に供奉し、その厚い信任を得て、重用されていたことを示す記事が、仮令、断片・部分的なものであれ、元久元（一一〇四）年より承久元（一二一九）年までの十六年間に亘つており、これが實に実朝の將軍在任期間と略々重なつてゐることや、上にも触れた如く、將軍実朝が承久元年の厄難に遭遇した際に、この仲章朝臣も、言わば北条義時の身替りとなつて、やはり魔手にかかるて斬殺されていることや、更に例の厄難事件勃発直前に、大江広元が俗にいう虫のしらせか、妙に不吉な予感がするとして、御束帶の下に腹巻を着用せさせ給うべし、と將軍実

朝に進言したが、之を仲章朝臣が大臣大将に昇進する人に、そうしたことは相應しからずとして、之を止められたとあることやを彼此思い併せる時に、將軍実朝・朝臣仲章両者の運命の全くと言つてもよい程の奇々妙々なる係わり合いを改めて考えさせられずには居られないのである。

それは兎も角として、茲ではつきり指摘しておきたいのは、当条で問題としている仲章朝臣の事績の一斑を伝える前掲『吾妻鏡』元久元年一月十二日条所見の傍二重線部分の一齣が、『明月記』建暦二年九月廿六日条に「未時許彈正大弼源仲章朝臣不慮來臨、閑談移漏、此儒依無殊文章、無才名之誉、好集書籍、詳通百家九流、不可卑」とある傍線部分を剽窃したものに外ならぬ、と解しうることである。

これは、『吾妻鏡』が、その原拠たる『明月記』の文辞を引摂する際に、京洛より鎌倉への使者・飛脚到着に依る注進、或いは注進状伝達と謂う記述形式を採る上述のA条～J条及び後述のM条以外のK条～O条に相異なる類稀な事例として注目されてよからう。

K条 定家卿の、將軍実朝への消息・和歌文書等の進献、石清水神人等の隆衡卿宅への強訴、並びに大膳大夫業忠の帰寂の事

九月二日乙巳。晴。筑後前司頼時去夜自京都下向。當時可勤前駄已下事之輩不幾之間。所被召下也。此便宜。定家朝臣進消息并和歌文書等。今日持參御所。又申云。去十三日。八幡神人數十輩列立隆衡卿前。其根源。去年山城国有件神人殺害物。或称精進。御園供御人。予御厨子所口入之時。自宮寺頻相触。尋問之。处。称鳥羽御所侍由。仍示其旨了。件事如此相讓。無音之間。去年放生会振御輿成訴訟。上卿翌日可沙汰由宥仰之間。人。仍如。此。無裁許者。不。歸。宮。寺。可。逐。電。云々。

今年遞到上卿家門成此訴訟。無裁許歟。不歸宮寺可逐電由

同日此神人半分參院御所。明日以前可レ有勅裁。若遲々者。可奉捧神輿之由。被仰下云々。十七日。大膳大夫業忠年五十三。帰寂。相撲之間。合忠綱朝臣損頸骨。以之為病。遂終命。是強不思官祿已下世報事。十五歲以後毎日讀法花經之仁也云々。

訴訟云々。今日未時許兩三度有叫喚音。可謂恠異歟。參院御所云々。又云今年重有殺神人者云々。聞之重有憂者歟。似泰山婦人哭虎。長嚴僧正領有此事云々。又伝聞。明日以前可有裁許。若遲々者。可奉振神輿由被仰下。神人退去。上卿出門云々。前駆衣冠。六人。侍七人云々。

十五日。終夜大雨。今朝天晴。昼後陰。筑後前司頼時來示。關東下向便書事。以人謝返。未時出車歸来。御幸訖云々。
十七日。天陰。(中略)大膳業忠。昨日赴黃泉之旅候云々。哀哉々々。生年五十三年間。強不思官途世路事。末代幸人也。十五歲以後毎日讀誦法花云々。後世其憑之歟。コノ間、闕脱
アルベシ

(中略)

十八日。天晴陰。前大膳大夫業忠朝臣。昨日歸泉。生年五十三。相撲之間。合忠綱朝臣損頭骨。以之為病。遂終命。自生年十五歲。讀誦法花云々。

当条の『吾妻鏡』は、筑後前司頼時が鎌倉へ下向し、「申云」と謂う形式を探り、「去十三日」云々として『明月記』所見の記事から、Ⓐ、八月十二日に石清水八幡宮の神人等が、その同輩の殺害されたことを訴うべく上洛して、隆衡卿宅の門前に列立し、而して更に、件の神人等の半數程が院御所にまで参上したこと。Ⓑ、八月十七日に大膳大夫業忠が藤原朝臣忠綱と相撲を取つている最中に頭(頸)骨を損じて帰寂して了つたこと、等々の事柄に就き引摺して記事を構成しているが、そのⒶⒷの各々に就いての記事には、日時・内容等に於いて可成りの差違、或いは過誤が認められるのである。即ちⒶに関しては、『明月記』の八月十四日条所見の「昨今」を『吾妻鏡』では「昨日」乃至「昨夜」と誤ま

半分又此神人

つて、十三日のことゝ想定していること。又、『明月記』の同月十四日条所見の「今日」（十四日）を『吾妻鏡』では「同日」（十三日）と変改しているが、之に依り、一日の差を生じさせることゝなつており、斯うしたことは『吾妻鏡』『明月記』両書に見る「明日」（十四日）「[○]明日」（十五日）に就いても同様に言えるのである。

次に、③に関しては、大膳大夫業忠の帰寂日を『吾妻鏡』は十七日とするが、これは、『明月記』の十七日条の「十七」を誤まつて引摂したことによるもので、實際は十六日が正しい、と謂つたこと等々である。斯様なことは別に、唯、茲で尠くとも、左記の事柄扱は問題点として検討しておく要がある。

(1)、Ⓐの記事に関連して、『明月記』所見の長巖僧正が、『吾妻鏡』では長賢僧正と誤まつて摂り入れられていること。

(2)、Ⓑの記事が『吾妻鏡』に摂り入れられていることの所以や、その意義。

陳述の便宜上、之等(1)(2)を関連させて考察するに、『明月記』所見の長巖は、『尊卑分脈』に拠れば、「紀氏」「仁和寺僧」「後鳥羽院御持僧」「熊野山檢校有驗第一人也」「大僧正」「号刑部僧正」等々とあり、『明月記』に「長巖（大）僧正」（建仁三年十一月八日から嘉禎元年十月十日迄の間の六条に於いて所見される）とある。これに対し長賢は、定家の異母弟権大僧都覺禪の子で、僧位は法眼、『明月記』安貞元年四月十八日条から嘉禎元年三月十六日条迄の間に多見される。

斯様に「長巖」と「長賢」とは、仮令、その名の字音が近似するとはいへ、出自、僧位を全く異にする別人である。而るに『吾妻鏡』は、不思議にも『明月記』所見の「長巖」を「長賢」と誤つて摂り入れているのである。この『吾妻鏡』所見の長賢に係わる誤りは、何も当条に限られたことではなく、承久元年三月十一日条に「今晚。御使忠綱朝臣帰洛。申刻。伊賀太郎左衛門尉光季飛脚參着。去月晦日江州有謀叛輩之由。風聞之間。自今月一日[△]至同四日[△]雖[△]搜求[△]無[△]其[△]實[△]。但有[△]疑[△]貽[△]。一輩生虜。是刑部僧正長賢一族之由申[△]之[△]とあり、同二年六月廿五日条に「合戰張

本重被渡^ニ六波羅^一。大納言忠信卿（註略）宰相中將信能（註略）此外刑部僧正長賢。觀嚴（註略）二位法印尊長（下略）
とある場合に就いても同様に言えることである。更に、茲で看過し得ないのは、上記傍線イ条に長賢と忠綱の名が揃つて見られ、斯様に同一条にそれら両者の名が揃つて見られる点に於いて、当K条の場合と共にしていること。そして、

上記傍線口条に長賢が承久事変に於ける京都方合戦張本人の交名中に誤記されている、と謂うことである。

処で、忠綱朝臣に就いては、『吾妻鏡』に、勅使として鎌倉へ下向し（建保六年六月廿日）、その際、後鳥羽上皇より調へ下さつた処の、將軍家大将就任の御拝賀料としての調度品類を持参し、そして帰洛した（同年七月一日）こと。その後再び同上皇の御使として鎌倉へ下向し（承久元年三月八日）、実朝薨去の事に就き歎慮殊に御歎息の由、仰下さるゝ旨を、又、摂津国長江倉橋両庄の地頭職を改補せらるべき旨の院宣を、各々伝達すべき使命を無事果し得て帰洛した（同年七月十一日）こと、等が所見される。斯様に忠綱朝臣は、後鳥羽院の勅使として、時の政局に重大な意義を有する使命を帯びて鎌倉に二度も下向し、その大任・大役を全うし得て帰洛しているのである。斯うした彼の果たした役割に有する意義、並びにそうした事績を含めた彼自身の存在は、例えば、『愚管抄』にも「メシツカイテ誠ニサセル事ナキ者ノ真名ヲダニシラヌヲ、人従者ニテ諸家ノ前駆ガ覚也ケリ、ソノカミ位ノ御時ヨリナレテ近ク召ツカイケルユエニ、内蔵頭殿上人マデナサレタル」云々とあるように、院の御寵遇を忝くした幸運者として、京都方は固よりのこと、鎌倉方からも、それなりに評価され認識されていたと言えよう。而して斯うした事情に依り、『明月記』に所見される彼の事績に就いても、自づと『吾妻鏡』の編纂者に注視される攸となっていたであろうことが考えられるのである。それに尚、件の朝臣が大膳大夫業忠と相撲を取り、單に之を打負かすと謂うだけでなしに、その身体をも損傷させ、竟に死に至らしめたと謂う内容の記事が『明月記』に所見されるとあっては、然も之が、同書所見記事中、他に類例絶無と言える程の、特殊例外的な質実剛健にして尚武精神の横溢した——聊か凄絶で衝撃的な面もあるにはあるが——極めて印象的な記事であり、而してこのこと自体が、『吾

妻鏡』の編纂者に異常な迄の関心を惹き起させ、以て同編纂者をして件の『明月記』所見記事を『吾妻鏡』に引用損取せしめるに至つたものと思うのである。

レ条 閑院内裏造宮の論功行賞、並びに内裏の殿舎、指図と相違し、改造度々に及ぶ事

三月六日丁未。天霽。彈正大弼仲章朝臣使者自_ニ京都_ニ到来。

A去月廿七日。閑院遷幸。今夜即被_レ行_ニ造宮賞_一。將軍叙_ニ正二位_一給_レ。仍送_ニ進其除書_一。正二位源実朝。從一位藤光親。上卿正五位下平義時。同朝臣相摸国重任。此外權弁經高。大夫史國宗。檢非違使明政賞逐可_ニ申請_ニ云々。迁幸供奉公卿。

内大臣。右大将。大納言三人。_(省略)中納言四人。_(省略)三位二人。_(省略)近衛次將左九人。_(省略)右八人。_(省略)D賢所家兼。

E師季宗宣也。行幸之後。宗宣自奔參。奏_ニ賢所入御之由。主上有_ニ御敬神禮_一之間。以_ニ出納_ニ可_レ奉_レ入之由。等閑下知。而出納依_ニ緩急_一不_レ伝_ニ其由_一。宗宣奉_レ副_ニ賢所_一。終夜候_ニ東門_一。攤儀等訖退出。公卿見_レ之乍_レ驚相尋。宗宣無_レ所_レ陳。更密奉入_レ之。又造宮之際。公私奔當之。仍建_ニ殿舍_一之後。相_ニ違于指図_一之事多_レ之。亦間數等不_レ似_ニ前々儀_一。作改之事及_ニ度々。南殿間挾_ニ陳座_一間數有限_一。或出_レ南無_ニ小庭_一。或出_レ北無_ニ恭礼門_一等事也。遂以_ニ恭礼門_一被_レ向_ニ北。行幸夜。F為_ニ清範_一。朝臣奉行_一。召_ニ弁經高_ニ俄破_ニ南殿西階_一。略其階_ニ南簷子中央寄_レ之。水_ニ濕_ニ也。長橋南板一枚放之敷_レ北。其跡為_ニ弘壁下座_一也。雖_レ有_レ柱_一通_ニ橋可_レ着_ニ前座_一之故也。此外所々多以被_レ改之。去月廿五日。_(行幸以前)上皇雖_レ有_ニ御覽_一。不_レ被_ニ思食定_ニ歟。又日來可_レ有_ニ額乎。陣口可_レ有_ニ鳥居_一乎。被_レ問_ニ人々。各依_レ申_ニ不_レ可_レ然之由_一。無_ニ沙汰_ニ云々。此条々。仲章朝臣所_ニ注申_ニ也。將軍家自令_ニ披覽_ニ御_ニ云々。

当条の『吾妻鏡』の記事は、閑院遷幸^A、閑院内裏造宮の論功行賞^B、遷幸供奉者の交名^C、賢所入御に際しての行違いと、平朝臣宗宣の臨機応変な行動、閑院内裏の造宮事情、同内裏殿舎並びにその附属施設の一部改作、等々を主内容とするが、これら傍線A～E部分のうち、当条の『明月記』には、傍線F部分に相当する記事（傍線F部）のみ在って、それに先出する傍線A～E部分相当の記事を闕いている。だが、その傍線F部分の記事と、それに相当する傍線F部分の記事とに於いて相互に文辞の一一致を見るので、若し『明月記』に傍線F部分に先行する記事が闕逸せずに伝存しているとすれば、その記事は、内容は固より、それを記す文辞の面でも、やはり『吾妻鏡』の傍線A～E部分の如きものであろうことが推察せられるのである。但し、『吾妻鏡』の傍線F部分には、『明月記』の当該相当F部分に所見されぬ「召弁經高」なる一句を見るが、これは、当条の『吾妻鏡』の文末近くに「仲章朝臣所注申也」とあるように、当条の同書の全てが、単に『明月記』のみに基拠しているのではなく、一応、『明月記』を主要典拠としながらも、それに鎌倉方遺存資料の一たる仲章朝臣注申状の如き文書・記録類をも補助典拠として書かれていることを示すものであろう。

尚、当条所見の閑院遷幸及びその論功行賞に就いては、『仁和寺日次記』にも「二月廿七日戊戌。天皇遷幸閑院。中宮同行啓。實朝卿造進云。今度大略模大内。今夜雖雨降用晴儀被行賞」とあって、二月廿七日の夜、雨天にも拘らず、「用晴儀」にて執行されたことが知られる。従つて『吾妻鏡』の傍線B部分に「今夜即被行造宮賞」とあるのも、恐らくは、闕逸して丁つて今に伝存しない『明月記』の同年二月廿七日条乃至翌廿八日条（多分後条）の記事に基拠して記述されたもの、と見ることも出来るのである。

M条 和田義盛並びに、その一党滅亡の事

五月二日壬寅。陰。筑後左衛門尉朝重。在義盛之近隣。而義盛館軍兵競集。見其粧。聞其音。備戎服。發使者。説、和田左衛門尉某、號三浦党、横山党兩人共其勢、拔群者云々、合謀、去一日申。

五月九日、天晴（中略）今朝聞、関東勝事出来云々、伝々

告吏之由於前大膳大夫。于時件朝臣賓客在座。杯酒方酣。亭主聞之。独起座奔參御所。次三浦平六左衛門尉義村。同第九郎右衛門尉胤義等。始者与義盛成一諾。可警固北門之由。乍書同心起請文。後者令改變之。兄弟各相議云。曩祖三浦平太郎為繼。奉屬八幡殿。征奧州武衡家衡以降。飽所啄其恩祿也。今就內親之勸。忽奉射累代主君者。定不可遁天譴者歟。早讞先非。可告申彼內儀之趣。及後悔。則參入相州御亭。申義盛已出軍之由。于時相州有閉幕會。雖聞此吏。敢以無驚動之氣。心靜加日算之後。起座改折烏帽子於立烏帽子。裝束水干。參幕府給。而義盛與時兼。雖有謀合之疑。非今朝之吏歟由。猶豫之間。於御所。敢無警衛之備。然而依兩客之告。尼御台所并御台所等去當中出北御門。渡御鶴岳別當坊云々。申刻。和田左衛門尉義盛率伴党。忽襲將軍幕下。謂件与力衆者。嫡男和田新左衛門尉常盛与力者二十一名省略。塙屋三郎惟守以下。或為親戚。或為朋友。去春以来結党成群之輩也。皆起於東西。相百五十軍勢於三手。先围幕府南門并相州御第小町上。西

時。忽襲將軍幕下。其時將軍更無警衛之備。或杯酌淵醉云々。忽然周章合戰。其夜曙。翌日又暮。旦而戰。見星未已。將軍与外舅相摸守義時。大膳大夫広元等。間行而入山。脫不殘破。梟主金吾又死戰場。散卒儲船。自海上逃去云々。天下勝事何事過斯乎。又巷說云。彼賊徒之黨類枝葉在京者多。且追補滅亡目前。京中又騷動云々。(中略) 戊時許參院中宮權亮粗語關東事。二日申時和田左衛門義盛宿所忽聞甲兵之音。去春謀反者結党之由有風聞落書等。件義盛為其張本。而自披陳。聞子細。已以免許。有和解之氣色。如尋常之時。在近辺宿所。而猶有內內議。可為鯨鯢之由聞之。因茲更聚党成其計。是只以韓彭蘊也。其近辺宿所者又左衛門尉聞之。即備戎服。發使者。廣元朝臣。于時件朝臣賓客在座。杯酒方酣。亭主聞之。独起座奔參將軍在所。相共逃去其所。赴故將軍墓所堂。去七八町。或云階堂。此間義盛甥三浦左衛門義村。本自與叔父。告義盛已出軍之由。依而人々告母儀妻室等。僅逃去之間。義盛兵已進。先圍廣元宿所。酒客未去。大軍忽至。醉鄉之士依救彼客。即放火燒其城郭。室屋不殘一字。自二

北兩門。相州雖被候幕府。留守壯士等有義勢各切夾板。以其隙為矢石之路。攻戰。義兵多以傷死。次広元朝臣亭。酒客在座。未去砌。義盛大軍競到進門前。雖不知其名字。已發矢攻戰。其後凶徒到横大路。御所南西道也。於御所西南政所前。御家人等支之。合戰及數反也。波多野中務蒸忠綱進先登。又三浦左衛門尉義村馳加之。酉剋。賊徒遂圍幕府四面。摩旗飛箭。相摸修理亮泰時。同次郎朝時。上總三郎義氏等防戰尽兵略。而朝夷名三郎義秀敗。惣門。乱入南庭。攻擊所籠之御家人等。剩縱火於御所。郭内室屋。不残一字。燒亡。依之。將軍家入御于右大將軍法花堂。可遁火災御上之故也。相州。大官令被候御共。此間及挑戰(朝夷名義秀の武勇譚あり、省略。)。几義盛匪啻播。大威。其士卒一以当千。天地震怒。相戰。今日暮及終夜。見星未已。匠作全不怖畏彼武勇。且弃身命。且勸健士。調禦之間。臨晚更。義盛漸兵尽箭窮。策疲馬。遁于前濱邊。即匠作揚旗舉勢。警固中下馬橋給。又於米町过大町大路等之切処。合戰。

三日癸卯。小雨灑。義盛絕糧道。疲乘馬之処。寅剋。

日夕至于四日朝。攻戰不已。如三周弄不注。義盛士卒一以當千。天地震怒。此間千葉之黨類常胤之孫子。練精兵。自隣國超來。義盛雖兵盡矢窮。策疲足之兵。當新驅之馬。然尚追奔。逐北至于橫大路。鎌倉之前有此路云々此時義村兵又塞其後。大破義盛。因茲遂不得免。多散卒等出濱。棹船向安房方。其勢五百騎許。船六艘。其後広元消息飛脚到来。昨日申刻許參著。其後公經又無音信者。京畿有骨肉之輩。未知其存亡。在京武士等雖申可下由。且有天氣被留。為京中警固也。遠江守親廣依塔供養在京。去二日下向。聞之揚鞭云々。或云近江守賴茂。去比下向。最前終命云々。又侍從能氏。高能卿子。正月之比下向。死軍陣云々。相摸国司兩息。親能法師子。広元朝臣子。皆死云々。不知寔否。亥時許名謁了退出。

十四日。天晴。巷說更不靜。關東無重來使者云々。或說云。賊軍猶任絕其糧道。將軍雖未沒。如母母之在晉陽。事太急。故不得發使者云々。京中并近江美濃等武士。各令下向之謀。國土人民之煩已。以千万。已忘東作之勤云々。嗟乎悲哉。仍及乎。

十五日。天晴。京中浮說。自院有御禁制。各無事由。

横山馬允時兼引_三學波多野三郎。

時兼
聾。橫山五郎

甥。

以下數十

人之親昵從類等馳來于腰越浦之處。既合戰最中也。

時兼與義盛。叛逆事謀合時。以今日定箭合期。仍今來。

仍其黨類皆弃蓑笠於彼所。積而成山

云々。然後加_二義盛陣。義盛得_二時兼之合力。當_二新羈之馬。

①

欲討彼金吾之由、依前有其聞、今朝無事云々、昏向亞相亭、

彼是軍兵三千騎。尚追_二奔御家人等。辰剋。曾我。中村。

二宮。河村之輩如_レ雲騷。如_レ蜂起。各陣_二于武藏大路及稻

村崎辺_一（中略）又千葉介成胤引_二率黨類馳參。（中略）

西剋。和田四郎左衛門尉義直。年卅為伊具馬太郎盛重_一被_二

七

討取_一父義盛_二年六殊歎息。年來依_レ令_二鐘愛_一義直所_レ願_レ祿

也。於_レ今者。勵_二合戰_一無_レ益云々。揚_レ聲悲哭。迷惑_二東

西_一。遂被_レ討_二于江戸左衛門尉能範所從_一云々。同男五郎兵

衛尉義重。年卅四六郎兵衛尉義信。廿八。七郎秀盛。十五。以下

張本七人共伏_レ誅。朝夷名三郎義秀。卅八并數_二學等出_二海濱_一掉_レ船_二安房國_一。其勢五百騎。船六艘云々。（中略）又相

州。大官令承_レ仰。被_レ發_二飛脚_一。遣_二御書於京都。兩人連署之上。所_レ被_レ載_二將軍家御判_一也。是義盛雖_レ令_レ伏_レ誅。餘党

之令_二紛散_一未_レ知_二其存亡_一。几京畿之間。有_二骨肉_一。不日無_二縉索之儀_一者。難_レ斷_二後昆狼狽_一也。

八日戊申（中略）遠江守親広自_二京都_一參着。為_レ供_二養修造之塔婆_一上洛。終_二其節_一之故。去_二一日出京之處。於_二路次_一聞_二合戰_一。揚_レ鞭_二云々。

九日己酉。天晴。為_二広元朝臣奉行。被_レ送_二御教書於在京御家人之中。相州。大官令連署。又被_レ載_二御判_一云々。是在。

風聞云々、故親弘入道養子左衛門尉。

實父三浦

在六波羅宅、

依本姓其弟警固、檢非違使義成子左衛門尉成時自筑紫上洛、
廣綱_{サヽキ}左衛門、相共今日到来、脚力仰參院、退出之次入来、件
腳力見戰場者也、委語之、大略無為、有死傷之間輩多存命、
謀反散卒行向方々、各差遣官軍云々、此說太尋常、有憲広
綱等武士六人明日下向、各乞馬、悉与之由被称、數多武士

下向、路頭定枯槁歟、向後飢餓不可疑、

十七日、天晴、昨日自関東有到来書云々、所仰廣綱也、廣
元能時各加判、又有將軍判云々、在京武士不可下向、可守
護院御所、又謀反之輩廻西海之由有聞、可致用意云々。

京武士不可参向。於関東者令静謐畢。早可守護院御所。又謀叛之輩廻西海之由有其聞。可致用意之由也。宗被仰佐々木左衛門尉広綱云々。及晚景近江美濃尾張等国御家人参着。國土人民候煩已以千万。悉忘東作之勤云々。今日重勲功賞御下文等賜之。伊賀前司朝光以下数輩云々。

廿二日壬戌。天晴。関東飛脚等自京都帰参。初使節去八日戊寅入洛。後飛脚同十四日丑寅入洛。因茲京中浮説非一。自院有御禁制亦在京土舉雖申可参向之由。有天氣為警固洛中被留之。佐々木左衛門尉広綱得私飛脚相伴五条大夫判官有範。有範廣綱各自坊門殿給馬。已擬進発之処。御教書到着之間。留訖。又去十四日。故掃部頭親能入道猶子左衛門尉能直在六波羅家。三浦輩者依有外家之好。其身警固。夏野次郎左衛門尉盛時。大夫尉○義盛子。自筑紫上洛。欲討彼金吾。自院御禁制之間。無事云々。

当条の『吾妻鏡』『明月記』両書間に種々の共通点や相違点を指摘し得るが、爰では、そうした共通・相違の両点から知られる事柄に就いて若干述べておきたい。

和田義盛邸の近隣に居住する者（「吾妻鏡」に筑後左衛門尉朝重とあり、「明月記」に左衛門尉とあって、左衛門尉の部分が共通する。）が、義盛邸に「備戎服」えた軍兵が競集すると謂う啻ならぬ気配を感じ取り、之を逸速く使者をして大江広元の許に通告せしめた。その時、広元邸では賓客が居り、酒宴闌であつたが、独り広元のみ、その座を起つて将軍御所に参上し、事の経緯を奏上した。又、三浦義村は義盛挙兵の由を北条義時に告知した（但し、「明月記」では義村に依る義時への告知記事を缺く）。而してその後、義盛の出撃開始と謂うことになる訳であるが、その最初の攻撃個處に就いて『吾妻鏡』は「將軍幕下」と「相州御第」とし、『明月記』は「広元宿所」とする、と謂うよう、それら両書の伝える処に相違が見られる。但し、その義盛の出撃開始時刻を一日の申時とする点では、それら両書とも一致している。

処で、『吾妻鏡』では、義村が義盛出軍の由を義時に告知したことになっているが、『明月記』には、義村が義盛挙

兵の由を告げた、とあるのみで、その告げた相手を義時とする記述を闕いている。斯様に『吾妻鏡』は、『明月記』に相違して義村が義盛出軍の由を義時に知らせたことを明記している。これは、義盛の挙兵に対し、三浦一門（義村・胤義兄弟等）が如何に対応し、如何なる行動を採るかと謂つた、その採るべき去就に就き敢然として決断し、旧来の和田一門との約諾を反故にしたこと、そして三浦一門をして、斯く決断ならしめた背景に隠然たる権勢を有する北条一門、就中、義時の存在を認め得ること、等を語り示すものである。斯様な事柄は、義村から義盛出軍の由を知らされた際の義時のゆとりあるさまを伝える事柄（傍波線部）と共に、『吾妻鏡』が『明月記』に相違して当該事変に於ける義時の存在乃至、その活躍・活動振りをより大きく浮かび上がらせるものとして注目されてよい。

又、独り自邸を抜け出して将軍御所を訪れた広元は、その後、将軍と共に同御所を去り、右大将軍家（頼朝）の法花堂（『明月記』は「墓所堂」と記す。）に赴いたことをば、『吾妻鏡』『明月記』両書は共通して記すが、彼等主従が件の右大将軍家の法花堂乃至墓所堂へ赴くのを、『吾妻鏡』では、二日の酉刻に御所が「不_レ残_ニ一宇」焼亡した後とするのに対し、『明月記』では、同日申刻に広元宅が義盛勢に急襲され、その「室屋不_レ残_ニ一宇」焼失する直前乃至それと略々同時刻とする、と謂うように、時の推移展開の点では、『明月記』の方が『吾妻鏡』よりも幾分早めになっていると言える。これは、この刻限に関して『明月記』の記事が『吾妻鏡』のそれに比して、より粗略なものになっていることに因るものとも解し得よう。又、上述の如く、それら両書共通の同一語句「不_レ残_ニ一宇」の「宇」が『吾妻鏡』では將軍御所のそれ、『明月記』では広元宿所のそれを各々指示する、と謂うように相違している。

更に、厄難を避けるべく、将軍と共に御所を逃れた者として、『明月記』では広元の名のみを挙げているのに對し、『吾妻鏡』では広元の他に義時の名をも挙げている。之も亦、先述の如く、同書が当事変に於ける義時の存在乃至、その活躍・活動振りをより大きく浮かび上らせんとする意識に基拠して記述されていることを示す一徵証と為し得よう。

次に、上述した「不_レ残_二一宇_一」の場合同様に、それら『吾妻鏡』『明月記』両書に共通して見る同一語句であり乍ら、それら両書所見記事の各文脈の中で、各々意義内容を異にして用いられている事例が幾つか見出される。例えば、傍線①～①部分「当_ニ新羈之馬」、傍線②～②部分「未_レ知_ニ其存亡_一」、傍線⑤～⑤部分「國土人民（中略）忘_ニ東作之勤_一」、傍線③～③部分「自_ニ筑紫_ニ上洛」等がそれであり、以下に之等に就いて順次述べよう。

傍線①～①部分に就いて　　この両書共通の同一語句は、『吾妻鏡』の三日条、『明月記』の九日条に各々所見される。この同一語句がそれら両書に於いて各々如何なる時、或いは如何なる場面、或いは又、如何なる意味を以て用いられているかを検討してみると、『吾妻鏡』では三日寅刻、『明月記』では特に剋限の記載を闕くが、千葉勢（「常胤之孫子」）が駆付けて来た時のこととする。故に『吾妻鏡』では、『明月記』に相違して「新羈之馬」と、千葉勢の「超來」との間に時間的隔差を設けて使用していること。別言すれば、『吾妻鏡』では「新羈之馬」と、千葉勢の「超來」とを直結乃至は連続していないこと。つまり、「新羈之馬」とは、幕府に加担する千葉勢でなく、義盛に合力した反幕府派の横山党の勢力を指すものであることが分かる。事実、「新羈之馬」の直前に横山党の加勢のことが詳述されている。一方、『明月記』では、「新羈之馬」の直前に横山党の加勢を示す記述はなく、『吾妻鏡』に相違して「千葉之党類」の加勢のことが記述されている。仍つて『明月記』所見の「新羈之馬」とは、『吾妻鏡』所見のそれとは逆に、義盛勢に対する幕府方加担の千葉勢を指すものであることが知られるのである。

傍線②～②部分に就いて

この両書共通の同一語句は、『吾妻鏡』の三日条、『明月記』の九日条に各々所見される。この語句中の「其」が各々一体如何なるものを指示するかというに、『吾妻鏡』の場合、和田氏の京畿在住の骨肉をも含めた汎い「餘党」、『明月記』の場合、和田氏の京畿在住の「骨肉」と謂うことになつて、その内容を可成り異にしている。處で、この「骨肉」に関連して、『吾妻鏡』に「不日無_ニ羈索之儀（中略）狼狽_ニ也」とあるが、この一

条は『明月記』に所見されない。

傍線の一、二部分に就いて この両書共通の同一語句は、『吾妻鏡』の九日条、『明月記』の十四日条に各々所見される。この『明月記』に記述する処は、鎌倉への下向を謀てゝいることの確かな京中並びに近江・美濃等の武士達の心意を忖度して、それに同情した記主定家の、十四日現在の所懐を吐露したものに外ならない。これに対しても『吾妻鏡』に記述する処は、上記の『明月記』に記述する処をば、九日の晩景、鎌倉に到着した近江・美濃・尾張等、諸国の御家人の場合に當て嵌めて書き換えたもの、と言える。従つて、京都に諸国の御家人が長期滞在することを以て「東作之勤」を忘れる行為としている『明月記』の記述をば、『吾妻鏡』では、諸国御家人の鎌倉に於ける長期滞在を以て「東作之勤」を忘れる行為とする、と謂うように、その原拠に於ける内容を全く変改して記述していることになるのである。

傍線(一)、(二)部分に就いて この両書共通の同一語句は、『吾妻鏡』の廿一日条、『明月記』の十五日条に各々所見される。そして、その上洛の日時に就いて、『吾妻鏡』は十四日、『明月記』は十五日と謂うように、各々相違している。又、当条の『吾妻鏡』『明月記』両書所見の人名に就いて、例え、「親能入道」(前書)と「親弘入道」(後書)、「義盛」(前書)と「義成」(後書)、「盛時」(前書)と「成時」(後書)杯と謂うように、それら両書に於いて各々対応する人名が相違すると共に、『吾妻鏡』には、『明月記』に見られぬ「夏野」なる盛時の苗字が見られることも旁注意しておいてよい。

尚、『明月記』所見の義成、成時なる父子名は、その父子名に共通の「成」字に各々「皿」字を附加すると、『吾妻鏡』所見の義盛・盛時父子の名に全く合致することから、(一)『明月記』所見の義成・成時の名をば『吾妻鏡』が撰り入れる際に、義盛・盛時と記して了つたか、或いは、もともと『明月記』に義盛・盛時と記してあつたのを、それを『吾妻鏡』が誤りなく撰り入れた後に、『明月記』自体の書写・伝写の過程に於いて「皿」字を欠落させて、現行本に見る如

く義成・成時と記して了つたか、の孰れかであろうが、之に就いては、当事変の張本人たる和田義盛の「義盛」と謂う名に引かれて、思わず義成を義盛と記して了うと謂うようなことは考えられても、その子の成時まで盛時と書き違えて了うと謂つたようなことは、先ず考えられぬので、やはりこれは、もともと『明月記』にも義盛、盛時と記してあったのを、それが『吾妻鏡』に誤りなく撰り入れられた後に、『明月記』自体の書写・伝写の過程に於いて、何時しか義盛が義成、盛時が成時と各々記されるようになつて了つた、と理会したい。つまり、上記の傍線(一)部分の想定の方が、傍線(一)部分のそれよりも遙かに無難で妥当な見方ではないかと思うのである。

以上、当条の『吾妻鏡』は、鎌倉方資料を主要典拠とし、それに『明月記』の記事を分断して適宜に撗き混ぜ、それら双者を点綴して、その記事を構成している、と言える。それ故に、当条の『吾妻鏡』には、同書ならではの記事、例えば、当事変に於ける北条義時の存在乃至、その活躍・活動振りを特筆大書している記事、当事変の張本人たる和田義盛の動向、殊に横山党のそれに就いての精細なる記事、等々を豊富に有していること。又、それら両書に共通して見る同一語句が、それら両書の各々の文脈の中で、各々相異なつた意味内容を担つて用いられていることの実態を具体的に指摘しうること、等々を陳述してみたのである。

更に尚、『吾妻鏡』建保元年五月二十二日条の割註に見る「坊門殿」^{|||}とは、信清卿のことを指すが、当時の亞相は坊門信清(建仁三年正月十三日權大納言就任、翌建仁四年正月十三日辭退)でなく、西園寺公經(承元元年十月廿九日權大納言就任、建保六年十月八日転正)でなければならぬ。斯様に『吾妻鏡』に「坊門殿」とあるのは、その典拠資料たる『明月記』に「亞相」^(十五日条)とあるのを、能く考証吟味しないで、之を坊門信清のことへ誤つて了つたことに因るものであろう。

N条 清水・清閑両寺の相論、並びに山門衆徒の乱行・暴挙の事

八月十四日壬午。天晴。京都飛脚參着。申云。去月廿五日。七月廿五日、天晴（中略）伝聞、清水寺法師建立一堂、其。

清水寺法師建立一堂。其地在清閑寺領之由。彼寺憤鬱。
相論之間。清閑寺為台嶺之末寺。山又咎之。清水寺依
為南都末寺。奈良殊怒之。而今月三日。清水寺捕城。
山僧集會于長樂寺。自公家先遣檢非違使有範。惟信。
基清寺破却清水之城。制止武備。急着法衣。可在三
仏前之旨。被仰含。寺僧承伏之。相次遣府官長季於長
樂寺。被禁制之處。所司法師等僅相逢。更無羨伏之詞。
府官猶逢衆徒。可傳綸言之由。示含之間。惡僧等出來。
妄吐奇恠之詞。曾不可惜身命。不及羨綸言由呵。
叱殆及放言。府官為遁當時耻。退去之間。飛礮打門。
扉馳歸奏聞之間。忽被仰北面之輩。并在京健士近臣。家人。
等。因彼寺四至。不殘一人。可生虜之由。宣下。依之。
壯士等進先登。近江守賴茂。將伏兵遮嶺東之險阻。生
虜山上者。是惡徒等多赴險阻。仍先令家人廻其所。
指上旗於嶺上之間。更還奔。登嶺者不幾。于時不及三
狼籍。剩甲冑之令參。殊預叡感。凡生虜二十人。
被誅者十余人也。同六日。山門衆徒悉離山。打付中堂。
三昧堂滅常燈。截落七社以下御簾神鏡。鎖門々追

地在清閑寺領之由、彼寺法師憤鬱相論之間、清閑寺為山末寺之間、山僧又咎之、清水本自依為奈良末寺、南京又怒云々、事定及不善歟、今夜山法師燒件新立堂之由風聞後聞
大眾所為

八月三日、天晴（清水寺が堀を掘り城を構ること、後鳥羽上皇が官軍を遣して之を制止すること、山法師が長樂寺に籠り、清水寺に攻め寄せ等々省略。）入以後參御所、掘取犯人、武士等各分散之間云々、博陸只今參入給、御坐寢殿西面、依無通路、与実信朝臣徘徊、問今日事、清水寺構城、山僧集会長樂寺、先遣檢非違使被破清水之城郭、制止武備、急著法衣可在仏前由被仰含、寺僧承伏、穩便之儀、相次遣庁官長樂寺、被制止之処、所司法師等僅出合、更無承伏之詞、庁官猶逢衆徒、可伝綸言之由示合之間、惡徒等出来、妄吐奇恠之詞、更不可惜身命、不及承綸言由、呵叱殆及放言、庁官為遁、當時之耻、還出之間、以飛礮打門扉、馳帰奏之間、忽然被仰西面之輩并在京武士近臣家人等、囲彼寺四至、不泄一人可掘取由宣下、須臾之間各馳向（中略）深更名謁、与以經清談、鶴鳴之後退出、西面壯士先登之輩、或有死傷者云々、官軍之中多有之、未聞定説、近江守頼茂將伏兵遮嶺東之險阻、多掘

放祠官_一云々。天台仏法及_二魔滅之期_一歟_二云々。

逃山上者云々、後日彼朝臣語云、逃者多赴險阻、早罷向指

出旗於嶺上之間、更還奔、登嶺者者不幾、仍不及狼藉、只兩三人剥甲冑、相具可參也云々、所諫尤穩便、

六日、天晴、遼明巷說云、終夜今朝山衆徒多下山、欲燒尊長房、又云、欲燒香藥寺吉水御房、官軍又備戎服云々、日出以前嘗參、無殊事、以西面并力者等被檢知歟、且帰参云、大衆多下山、但皆著衣裹頭云々（中略）又云、昨日大略議定了、只流涕離山、打付中堂三昧堂、滅常燈、截落七社以下御簾神鏡、鎌固門々、追放祠官宮巫覲等、各嗚咽皆同下山云々、是只天台仏法磨滅之期歟。

山門衆徒の乱行・暴挙と、仏法の衰退振りとを伝達する「京都飛脚」の言説を示す『吾妻鏡』の傍○印部分の記事は、『明月記』所見の記主定家の所懐記述そのものであり、又、台嶺の悪僧（徒）共の跳梁を封ずべく、険阻に赴き、それらの輩を巧妙な手段を以て牽制し、或いは捕縛するのに成功した官軍の將近江守頼茂の活躍のさまを叙述する『吾妻鏡』の○印部分の記事は、『明月記』所見の以經朝臣の談話記述そのものに他ならない。

当条に関して『吾妻鏡』では、『明月記』に「只[□]兩[□]三[□]人剥^レ胄」とあり、「所諫尤穩便」とあるうち、特に前者に就いては、何らかの資料に拠つて「凡生虜二十人、被^レ誅者十余人」とし、後者に就いては「殊預^ニ叡感^ニ」とする、と謂うような書き換えが各々試みられており、而して斯うすることに依り、近江守頼茂の当事件に於ける活動・活躍振りをば、より顯著なものならしめていると觀ることも出来よう。

凡そ、当条に関する『吾妻鏡』の年月日記載は、『明月記』のそれを誤りなく正しく引摺していると言える。又、当条の『吾妻鏡』は、『明月記』を主要典拠とすると共に、『明月記』に所見されぬ檢非違使有範、惟信、基清、府官長季^ニ杯と謂う人名や、「生虜二十人、被^レ誅者十余人」杯と謂う具体的な員数の記述を有する処の、『明月記』以外の何ら

かの文書・記録類をも併用して記述されていることが、それら両書を比較検討することに依り知られるのである。

尚、当条に関連して、そこに見る頼茂朝臣なる人物の『吾妻鏡』に於ける挿り上げられ方に就き、爰に若干指摘しておきたいことがある。

彼の事績に就いて、同書に散見される諸記事のうち、特に重要なのは、次下のものである。即ち建保元年五月に和田氏の事変が勃発するや、その三日に幕府方に加担し、名越口を防禦して義盛勢の攻撃を交わしたこと。同六年六月廿七日、將軍実朝が左近衛大将に就任するや、その拝賀の為、鶴岳八幡宮に供奉したこと。その十二月二十日、將軍家の右大臣任官に仍る政所始めの儀式執行に当たり、之に列座したこと。そして承久元年正月廿七日、將軍家の右大臣任官拝賀の為、鶴岳宮に供奉したこと、等々である。之等の記事に依り、彼が幕府や將軍家に忠節を尽し、忠勤を励み、その功績は頗る多大なものがあつたことを知り得る訳であるが、同書に於ける彼の事績に就いての記事の中で、取り分け印象深く容易に忘れ去り難いのは、將軍家の暗殺を叙述する上記廿七日条の直前の廿五日条に、彼が鶴岳宮に参籠し、その拝殿で「鳩一羽居_ニ典厩之前」、小童一人在_ニ其傍、小時童取_レ杖打_ヨ殺彼鳩、次打_ニ典厩狩衣袖」との夢を見、軽て夢から醒め、奇異の想いを致していた攸、果せる哉、その翌朝、廟庭に鳩の死骸が見出された。彼は、この旨を人に語ったので、御占が執り行なわれたと謂う、何とも不思議で意味深長な記事である。と謂うのは、件の記事が、その後の廿七日条に記す処の、例の將軍家暗殺と謂う不祥事勃発の前兆を語り示すもの、と見做し得るからである。斯う解して誤りないとすれば、斯様に重大、且つ特殊事変を記す条の直前に、恰もその事変勃発を暗示するかのような事柄を内容とし、然も、その話柄の主人公が、当条で問題の頼茂朝臣であることに注視すれば、同書の編纂者が同朝臣に対しても何なる見方を持っていたかを粗方推察し得る、と謂うものである。

以上に述べたように、頼茂朝臣は、將軍家に近侍し、忠節を尽し、忠勤を励み、鎌倉方に多大なる功績を残した、と

される人物であった。故に彼は、鎌倉方に在つて、それ相応の重い地位を占め、それに見合う待遇を受け、可成り高い評価を得ていたと見られるのである。然りとすれば、『吾妻鏡』の編纂者も、彼に就いては、然様に見做していた、と解して大過なかろうと思う。兎も角も、是迄の彼の人生航路は、先ず／＼順風満帆であった。而るに、そうした彼が、將軍家暗殺の約半年後の七月十三日に、「背_ニ叡慮」いた廉で、彼の許に官軍が差し向けられ、彼は官軍と交戦し、終にその伴類共々、仁寿殿に入籠りて敢え無く自刃して果てたと謂い、その際に頼茂一党は、壇内の殿舎以下に放火したとも謂う。彼が「背_ニ叡慮」き謀叛を惹起したと謂つても、その「背_ニ叡慮」くことの具体的な内実に就いては、何ら記載される所が無いので、その仔細に就いて全く知るを得ない。現行本『明月記』は、承久元年の記事を殆ど闕逸しているので、同書を以てしても、頼茂朝臣一党の最期の顛末に就いては、明らかにし得ないのである。

それは兎も角として、上述の如く、頼茂朝臣は、鎌倉方にとっては頗る有功者であり、『吾妻鏡』の編纂者にも、そく観られており、当条で採り上げている記事からも亦、そうしたことが能く窺い知られるのである。

○条 定家卿、將軍実朝へ万葉集一部を進献し、併せてその所領の地頭非儀を訴える事

十一月廿三日己丑。天晴。京極侍従三位

定家卿_ニ獻_ニ相伝私本

萬葉集一部於將軍家。是以ニ一条中將雅經。依レ被_レ尋也。就_レ之。去七日。羽林請_ニ取之。送進。今日到着之間。広元朝臣持_ニ參御所。御賞_ニ翫無_レ他。重宝何物過_レ之乎之由。有_レ仰云々。彼卿家領伊勢國小河射賀御厨地頭渋谷左衛門尉致_ニ非法新儀_ニ之間。領家之所務如_レ無。三品雖_レ為_ニ年來之愁訴_ニ本自依_レ不_レ染_ニ世事_ニ不_レ奔_ニ嘗_ニ此事_ニ思而涉_ニ旬月_ニ許也。

十一月八日、天晴、二条中将過談（中略）予有示付此中將事、且依其事清談也、雖恥追從、漁父之跡也、將軍被求和歌文書之由聞之、仍所相伝之秘藏萬葉集奉送由書書状、昨日付此羽林了、広元朝臣消息之次、下官有愁訴歟、可委承由示送之由、先度對面之時中將語之、依其事表此志也、勢州地頭事、年來之愁訴何事過之乎、予本自依不染世事不奔當、此事被尋問之時猶默止乎、仍示達其事也。

而去比。以_ニ広_ニ元朝臣消息_一有_ニ愁訴_一歟之由。至_下被_ニ触遣_一之時_上為レ休_ニ土民之歎_一始發言之間。有_ニ其沙汰_一被_レ停止_ニ件非儀_ニ云々。是併被_レ賞_ニ哥道_一之故也。

藤原定家卿は、將軍実朝が己に和歌の文書を需められていて旨を、大江広元から一条中将雅経を通じて伝達された。そこで定家卿は、この需めに応じて、その秘藏する相伝の万葉集一部を將軍家に献上すべく雅経中将に託して鎌倉の広元朝臣の許に送進した。

定家卿は万葉集一部を將軍家へ献上したことの見返りとして、その家領勢州の地頭の非法を停止せらるべき御沙汰を拝受した。この定家卿より將軍家への万葉集一本の献上と、これに対する將軍家より定家卿への代償が、その家領に於ける地頭の非法を停止し、以て土民の愁訴を解消せしめると謂うことである。之に就いて『明月記』に「依其事_{(イ)部分}表此志_{(口)部分}」とあり、更に之を受けた『吾妻鏡』に「被_レ停止_ニ件非儀_ニ云々_(上記傍線)。是併被_レ賞_ニ哥道_一之故也_{(口)部分}」とある所である。

斯様に当条の『吾妻鏡』『明月記』両書の記述内容は能く照應し、合致すると言える。併し乍ら前書には、後書に所見されぬ具体的な定家卿の家領名_(小河射)並びに同地差配の地頭名_(渋谷左衛門尉)が見られる_(共に○印部分)ので、当条の前書は、後書に拠ると共に、更に他余の鎌倉方資料をも併用して記述されていることが知られるのである。

四

以上、『吾妻鏡』『明月記』両書の対応関係にある多くの記事中、特に前書が後書に依拠して記述されていると觀られるA_レOの十五条に就き、逐条取り上げて検討を加えてきたが、それら孰れの条にあっても、前書は、①鎌倉方資料

と、②後書とを併用して記述されていること。而してその際、①②の孰れかが主要典拠とされ、或いは、補助典拠とされている訳であるが、基本的には、①を以て骨格と為し、その大枠を記述し、そこに②を適宜に引摺し（まるで観られる箇条もあるが、）以て肉付けを試みていると解して先ず大過あるまい。

凡そ、『吾妻鏡』は、京都方出来事を記述するに際し、京都方より鎌倉へ到着する処の、（某の）使者・飛脚の齋す注進報告と謂う形式を採っている。因に、A～Oの十五条を所載する正治一（一二〇〇）年～建保元（一二一三）年迄の十四ヶ年間（以下、これを「十四ヶ年」間に全般」と略称する。）に限り、同書所見の該記述（以下、これを「京都方出来事記述」と仮称する。）の様態をば、京都方の諸情勢乃至諸情報を鎌倉方へ伝達する、(a)使者・飛脚の派遣主、(b)被派遣の使者・飛脚に就いての具体名記述の有無等に依り、

ア型………(a)(b)双方とも明記されているか、若しくは、それら双方とも明瞭に知られないもの。

イ型………(a)(b)のうち、(a)のみ明記されているか、若しくは、それが明瞭に知られるもの。

ウ型………(a)(b)のうち、(b)のみ明記されているか、若しくは、それが明瞭に知られるもの。

エ型………(a)(b)双方とも明記されていないか、若しくは、それら双方とも明瞭に知られないもの。

オ型………(a)(b)双方とも明記されておらず、京都方出来事が当日条に記述されているもの。

と五形式に分類整理してみると、

ア型…………一条

イ型…………二三条

ウ型…………一二条

エ型…………三七条

オ型…………七条

と謂う結果が得られ（ \wedge 表一参照）、工型が最も多く、以下、イ型→ウ型→オ型→ア型の順となつて、ア型が最も渺いことが分かる。又、A～O条（但し、M条は除外してある。特に断わらぬ限り以下同様。）に限つて観れば、

ア型…………ナシ

イ型…………A・B・H・I・J・L・Oの七条

ウ型…………D・E・F・G・Kの五条

エ型…………C・Nの二条

オ型…………ナシ

と謂う結果が得られ（ \wedge 表二参照）、イ型が最も多く、以下、ウ型→エ型→（ア）型の順となつて、ア・オ両型が皆無で最も渺いことが知られる。爰で取り分け注意しておきたいのは、『吾妻鏡』の「十四ヶ年間全般」に所見される処の、

（表一）

形式	各形式所在条及びその事例数
ア	正治3・5・6、の一条

三条

B	A	条 形 式	派 遣 主
イ	イ	佐々木左衛門尉広綱	飛脚
使者			被 派 遣 者

〔表二〕

〔備考〕 A～Oの十五条中、Mの一条は、鎌倉方で勃発した和田義盛一党の事変を叙述するので、当然のこと乍ら当表から除外してある。

オ	エ	ウ
元久2・1・5、同2・閏7・25、同2・閏7・26、建永1・4・27、承元1・1・5、同1・11・5、同3 • 5 • 26、の七条	20、同2・12・26、同3・4・22、同4・3・13、同4・4・19、同4・10・12、同4・12・5、建暦1・1 • 16、同1・1・28、同1・3・19、同2・10・19、同2・12・11、同2・12・21、建保1・5・22、同1・ 8・14（N条）、同1・10・29、同1・11・30、同1・12・15、の三七条	正治2・1・15、同2・4・9、同2・7・27、同2・11・7、同3・2・22、同3・3・4、同3・3・ 建仁2・2・2、同2・8・2、同3・9・15、同3・10・26、元久1・3・1、同1・11・13、同1・11・ 26、同2・2・12、同2・8・2、建永1・2・20、同1・3・2、承元2・閏4・25（C条）、同2・12・ 20、同2・12・26、同3・4・22、同4・3・13、同4・4・19、同4・10・12、同4・12・5、建暦1・1 • 16、同1・1・28、同1・3・19、同2・10・19、同2・12・11、同2・12・21、建保1・5・22、同1・ 8・14（N条）、同1・10・29、同1・11・30、同1・12・15、の三七条

O	N	L	K	J	I	H	G	F	E	D	C
イ	エ	イ	ウ	イ	イ	イ	ウ	ウ	ウ	ウ	エ
(藤原定家直接には二条中将雅経)		弾正大弼仲章朝臣		駿河前司惟義	坊門黄門（忠信）						
	京都飛脚	使者	筑後前司頼時	使者	使者	使者	内藤右馬允盛時	東平太重胤	兵衛尉清綱	藤内左衛門尉季康	京都使者

「京都方出来事記述」にあつてイ型やウ型よりも格段に多いエ型が、A-I-O条にあつては、逆にイ型やウ型よりも極端に尠い事実を指摘し得ると謂うことである。之は、『吾妻鏡』の、A-I-O条に於ける方が、「十四ヶ年間全般」に於けるよりも、(a)や(b)の具体名記述事例を多く内蔵していること。換言すれば、(a)や(b)の具体名記述事例を多く内蔵している点で、『吾妻鏡』の、A-I-O条に於ける方が、「十四ヶ年間全般」に於けるよりも、そうした(a)や(b)に依つて齋された処の、京都方の諸情勢乃至諸情報に就いての記述内容に比較的高い信憑性を認めうることを意味するものであろう。

仍つて『吾妻鏡』のA～O条は、「十四ヶ年間全般」に比して、そうした使者・飛脚が齎した確度の高い注進報告やそれに関わる文書記録類、即ち鎌倉方資料に依拠して書かれている処、多大であると言えるのであり、この意味に於いても、『吾妻鏡』のA～O条を記述する際に、その多くは鎌倉方資料を骨格とし、而してその肉付けとして『明月記』の関係諸条が適宜に引摂されたと謂うことを追認せざるをえないるのである。之をするに、鎌倉方資料の比較的多く遺存していた、その資料の語り示す事柄・事項のうち、鎌倉方の立場から観て、京都・鎌倉両サイドにとつて、何らかの意味で重要と判定された件に就いての記事作成に際し、先ず以て、その鎌倉方資料を根幹として、その骨格を構成し、而して之を補足・充足、更には一層豊富なものとさせるべく、それに対応する『明月記』の記事を参酌し、且つそこから適宜に引摂して、その肉付けを為したと謂うのが、『吾妻鏡』『明月記』両書に於ける交渉関係のあり方、就中、『吾妻鏡』の『明月記』に対する基本的な引摂態度ではなかつたかと謂うことである。

一体に、『吾妻鏡』の『明月記』引摂態度には、飽く迄も原文に対し、忠実にして精緻・精確な一面、或いは、原文の一部乃至は大幅な変改、それに伴なう原意の敷衍乃至飛躍、巧妙を極める全く新たな文章の作成杯と謂つた可成り融通性・弾力性を有つた一面、或いは又、例の「貼違い」（極端な場合には、係年を一年誤つてゐるような事例へ例え、建暦元年三月十九日条は、各々翌二年二月条に懸けられねばならない。／＼も見受けられる。）、「誤脱」杯と謂つた杜撰・粗雑と評されても仕方のない一面、等々の併有を認知しうる訳であるが、孰れにしても、編纂者の眼を以て鎌倉方に重大な意義を有する事柄乃至出来事と認識されたものに限つて件の引摂が試みられたと思料されるのである。例えば、將軍実朝の係累、或いは有縁の京方人士に關わる事柄を始め、京洛に於ける火災（勿論、焼失個別の大規模の社会的問題性、等。）、内裏・御所の殿舎並びに門闈の顛倒・破損やその造営補修、後鳥羽院やその近侍者達（藤原朝俊、同長房、同茂、平保教、等。）の情況、取りも直さず、後鳥羽院政の動向、延いては承久事変に於ける宮方加担者に対する注視、更には文雅の道を通じて実朝と誼を交わしていた『明月記』の記主定家、並びにその周辺者達への配慮、等々と謂つた事共が、それ

である。

処で、『吾妻鏡』が『明月記』をその典拠の一として仰いだ理由の一に鎌倉方資料の闕乏と謂うことを挙げ得よう。

先にも妙しく触れておいたように、承元二（一一〇八）年正月十六日と承久三（一二三一）年正月廿五日の再度に亘る鎌倉の火災、就中、善信宅焼亡に依り、彼の所有する文庫も焼失して了い、そこに所蔵されていたと觀られる將軍家の御文箱を始め、雜務の諸文書、散位倫兼の日記、問註記、等々の貴重な文書・記録・典籍類の殆どが灰燼に帰して了つた。どうも、このことが上記の鎌倉方資料闕乏の一大理由になつてゐるようと思われてならない。何となれば、A H J の各条で指摘したように、善信、或いは彼の有縁者が『吾妻鏡』の編纂に深く関与したと考えられるからである。又、この他、その鎌倉方資料闕乏の一因として、M条で取り上げた建保元（一二一三）年の和田義盛一党の事変に於ける戦火で、將軍御所（『吾妻鏡』）や広元宿所（『明月記』）を始めとして、幕府の諸殿舎、同附設の諸役宅や幕府関係者の邸宅・宿舎等が可成り多く焼失した際に相当量の幕府関係のみならず、各方面の種々の文書・記録類が鳥有に帰して了つたと觀されることをも挙げてよいかと思う。実は、件のM条が『吾妻鏡』のA～O条中、他余の諸条に全く相異して、他ならず鎌倉の街衢で勃発した和田義盛一党滅亡の事変の顛末を叙述するに、京都居住者の手による『明月記』が、その資料に供されていると謂う異常・意想外としか言いようのない一事に、そうしたことの真相が暗示されているよう思えてならぬからである。

最後に、『吾妻鏡』が、その原拠の一たる『明月記』の文辞・記事を引摂すると謂う當為は、その殆どが、京都方の諸情勢・諸情報をば、京都方より鎌倉方へ齎す使者・飛脚に依る注進乃至報告の記述中に試みられており、その個々の具体事例に就いては、既にA～O条に於いて説述した通りである。尚、この『吾妻鏡』の、『明月記』よりの引摂に関して、そうした言わば、常套的な形式様態とは全く趣を異にする事例が、実朝の侍臣、源仲章朝臣の為人やその学才に

就いて叙述する『吾妻鏡』元久元年正月十一日条に見出され、之が『明月記』建暦二年九月廿一日条所見の文辞に依拠して記述されたものであることを再言して、一先ず筆を擱くこととする。

(了)

(昭和六十三年八月十二日成稿)